

行財政構造改革推進方策

平成12年2月

兵 庫 県

行財政構造改革推進方策 目次

1	はじめに.....	1
2	行財政構造改革の目的.....	1
3	改革の内容.....	1
	(1) 新規施策分野への取組み.....	2
	(2) 成熟社会型行政手法・マネジメントへの取組み.....	3
	(3) 組織.....	5
	(4) 定員・給与.....	6
	(5) 行政施策(投資事業、事務事業、公的施設、試験研究機関)...	7
	(6) 自主財源の確保.....	8
	(7) 公社等.....	8
4	改革に当たっての留意事項.....	9
5	今後の財政見通し.....	9
	(参考) 行財政構造改革への取組みの経緯.....	10
	(別表) 現行制度の見直し内容	

1 はじめに

わが国は、これまで、官主導・集権型の社会システムのもとに世界有数の経済大国の地位を築き上げてきたが、戦後50年余を経過する中で、様々な制度疲労を起こし、新しい時代への柔軟な対応力を欠くに至っている。

すなわち、人口、環境やエネルギー問題等への地球規模での取組みが求められる中、国際社会への責任ある貢献や協力が求められる一方、人口が増加し、経済も発展する若い成長段階から、少子高齢の成熟化の時代を迎え、教育や生涯学習、健康福祉、地域経営のあり方などが大きな社会問題となるとともに、産業構造も大きく変化しており、民間や地域の自律的な取組みも求められている。

また、人々の価値観は、物から心の豊かさへと大きくシフトしており、個人や地域の主体性が十分発揮できるライフスタイルの構築や地域づくりが課題となっている。

いま21世紀を目前にして、当面する諸課題を解決しつつ、成熟社会に向けて真の豊かさが実感できる社会を実現していくためには、従来の枠組みを抜本的に転換していかなければならない。

2 行財政構造改革の目的

社会経済構造が大きく変化する中、地方の行財政をとりまく状況は、もはやかつてのような右肩上がりの経済成長は期待できなくなるとともに、本格的な地方分権と公民協働の時代を迎えつつある。

今後、21世紀に向けた県政は、大幅な財政収入の増加が期待できない状況の中で、中長期にわたる健全な行財政運営を確保しつつ、一方では、少子高齢化にともなう健康や福祉対策をはじめ、教育や環境、新産業の創造、個性と魅力ある地域づくりなど、今後ますます重要となる政策課題に的確に対応するとともに、県下各地域の県民の明日への夢ビジョンの実現を図り、希望と活力に満ちた兵庫の創造を確かなものにしていかなければならない。

こうしたときにあって、現状の組織、定員・給与、行政施策等を、これまでどおり維持していたのでは、新しい政策展開に制約となることはもとより、財政の悪化が懸念されることである。

そこで、本年度を行財政構造改革元年と位置づけ、今後10年間にわたり、行財政構造全般について抜本の見直しを行い、従来の枠組みにとらわれない、成熟社会にふさわしい行財政システムを確立することにより、新しい時代の県民の要請に応える県政を機動的に推進することとする。

3 改革の内容

改革の目的を達成するため、県民福祉のさらなる向上と21世紀の兵庫づくりをめざす新規施策分野への積極的な取組みを進め、地方分権や公民協働、情報化の時代にふさわしい新たな行政手法の導入を図りつつ、多様化、複雑化する政策課題への総合的かつ的確な対応を可能にする組織体制の整備など新しい行財政構造の確立をめざす各般の取組みを進める。

改革の概要は以下のとおりである。

なお、現行制度についての見直し内容は、別表のとおりである。

(1) 新規施策分野への取組み

21世紀の兵庫づくりの指針として、県下各地域で議論が進められているポスト2001年計画となる兵庫の夢ビジョンの実現をめざし、中長期にわたる健全な行財政運営のもと、成熟社会にふさわしい県政を展開して、県民ニーズに的確に対応した質の高いサービスの提供を図ることが必要であり、新規施策のための財源約1,000億円を確保し、次に掲げる各分野の諸施策を重点的に推進する。

ア 21世紀の人づくりの推進

明日の兵庫を担う創造性豊かですこやかな人材の育成と生涯学習社会に向けて、心の教育の充実を図りつつ、新しい時代に向けた、大学を含む学校教育の一層の質的充実と改善、学校・家庭・地域との連携による教育力の向上、国際化や情報化など社会の変化に主体的に対応できる多様な教育の推進などに努めるとともに、多様な生涯学習機会の提供等により、暮らしや地域の課題の解決をめざす県民の自己研鑽や生きがいがいづくりへの支援に積極的に取り組む。

イ 健康福祉社会の実現

三世代型の人口構成となる本格的な高齢社会の到来を迎えて、疾病の予防や健康に対する意識の向上等により、県民の生涯にわたる健康の保持・増進を図りながら、介護保険制度の導入をはじめ、新たな高齢者福祉対策、少子化総合対策などを充実して、共に支え合う健康福祉社会の実現を図る。

ウ 環境適合型社会の実現

地球規模の環境問題が顕在化する中、21世紀の新たな環境の保全と創造に向けた総合的な戦略のもと、環境対策の強化はもとより、環境学習や、リサイクル・新エネルギー対策を積極的に進め、県民自らの環境適合型ライフスタイルへの取組みを支援し、県民との協働と参加による快適な生活環境の創出を図る。

あわせて、県自らが地球温暖化防止対策等に取り組む「環境率先行動計画」のさらなる展開を図り、環境負荷低減への取組みを推進する。

エ コミュニティ対策の充実

公民協働への大きな流れの中で、県民一人ひとりが身近な暮らしや地域の課題の解決に向けて、自律と連帯を基調に社会的な責任を果たす、新しいライフスタイルの確立をめざすとともに、県民ボランティアセクターの形成・活動への支援を進め、県民との協働と参加によるコミュニティづくりや住環境の形成等を積極的に推進し、地域活力の一層の向上、活発化を図る。

オ 新たな経済・雇用対策の推進

構造改革期における県民の生活や雇用の不安を解消し、厳しい経済雇用情勢の改善に努めるとともに、成熟社会に対応できる産業構造への移行を図るため、新産業創造や地域産業への支援、国際的な経済拠点の整備、観光・集客・交流施策の一体的推進、さらにはそれを支える職業能力開発と新しいワークスタイルの創造に向けた取組み等を積極的に進める。

カ 国際交流の新展開

国家間の交流に加えて、地方自治体、N G O、県民の多様な国際交流が生まれつつある中で、県内に集積する国際組織・機関や、そこを中心に展開される国際会議、国際共同研究などを活用しつつ、経済、文化、環境など幅広い分野にわたって、県民参画の国際協力、国際貢献の取組みを積極的に推進する。

キ 県民交流基盤の整備

広大で多彩な県土の魅力を高め、地域内外の多様な交流のもと、明日への県民の夢ビジョンを実現していくため、既存の社会資本ストックのネットワーク化を図りつつ、真の豊かさが実感できる県民生活の交流基盤づくりを推進する。

(2) 成熟社会型行政手法・マネジメントへの取組み

地方分権の本格化、公民協働への大きな流れ、情報技術の高度化、行政運営の透明性の要請など新しい時代の潮流に的確に対応し、県民主役の効率的、効果的な県政運営の確立に向けて、次のような行政手法及びマネジメントの推進、充実に取り組む。

ア 県民の参画と協働の推進

県民の主体的な参加と実践による地域課題の解決をめざし、政策立案段階の県民参加とともに、県民が一定の権限と責任を持って政策実施に参加する制度の創設を図り、N P O、N G O等県民ボランティアセクターとの協働の仕組みづくりを進めるほか、県民参画による多様な資金調達手法の導入等を図る。

また、審議会等について、兼職制限等委員の資格要件の見直し、会議公開の促進など、運営の合理化、活性化とともに、地方分権一括法による必置規制の緩和を踏まえ、必要性が低下したものの統廃合等を進める。

イ 効率的、効果的な経営手法の導入

成熟社会にふさわしい効率的、効果的なマネジメント・システムの確立をめざして、民間の資金やノウハウを活用して社会資本整備・運営を行うPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の導入の検討、アウトソーシング手法の拡充など公民協働の観点に立った行政手法のほか、リエンジニアリングの考え方に沿った業務執行や環境マネジメントシステムの導入、推進に努める。

さらに、教育、研究等の専門的な機能を有する県立施設について、その高度な知的資源を活かし、県民ニーズに対応した機動的・弾力的な事業展開を図るため、国の独立行政法人などを参考にして、自律的、効果的な運営手法を導入し、施設の活性化と事業の拡充を図ることに努める。

ウ 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

県民の利便性の向上と質の高い行政サービスの効率的提供を図るため、申請・届出手続きや内部事務の電子化など、行政の情報化を全庁的に推進して「電子県庁」の実現をめざすとともに、県民生活の安全の確保等に配慮しつつ、県民負担の軽減を図るため、行政手続の簡素化、公的規制の改善・合理化への取組みを進める。

エ 情報公開制度の拡充等

県民から信頼され、県民とともに進める県政を推進していくため、情報公開制度の拡充、個人情報の保護、広報・広聴活動の充実、行政手続の適正化等への取組みを進める。

オ 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

地域からの発想と責任のもと、様々な地域課題に的確に対応するため、国から地方へのさらなる分権を推進し、国と地方の新しい関係の構築をめざす。

あわせて、県から市町への事務移譲、市町の自主的、主体的な広域行政への取組みの推進を通じて、県と市町の連携、協力による県民に身近な行政、個性と魅力ある地域づくりの積極的な推進を図る。

カ 適正な人事管理

県民に信頼される公正で清潔な県政を推進するため、全体の奉仕者としての意識の確立と接遇態度の向上に努める。

さらに、県民ニーズの多様化、高度化等に対応し、分権社会にふさわしい職員を養成するため、多様な研修機会の提供、支援を通じ、自律的な能力開発を促進するとともに、職員が意欲を持って職務に取り組めるよう、職員の士気高揚と職場の活性化を図りつつ、人材育成の観点に配慮した人事管理を推進する。

(3) 組織

地方分権の進展を踏まえ、総合的自治機構として、総合行政の推進、政策形成機能の強化、政策課題への機動的な対応を図るとともに、地域における県民ニーズへの総合的対応及び現地解決能力の向上を図る組織体制の整備に取り組む。

ア 本庁の部の統合再編

本庁の部制については、多様化、高度化する県民ニーズに対応して、縦割り行政の弊害を是正し、幅広い視点から総合的かつ機動的に政策立案機能を発揮するため、部を統合再編するとともに、業務内容の専門化、複雑化に対応して、的確かつ迅速な行政執行を行うため、部長のもとに執行責任を担う局長を設置することとし、現行の9部を以下の5部へ統合再編する。

- ・ 県民生活部
県民生活に関わる分野を所管して、新しいライフスタイルの創造への総合的支援を行う。
- ・ 産業労働部
産業や雇用に関わる分野を所管して、産業構造の変革と新しいワークスタイルへの一体的な対応を行う。
- ・ 農林水産部
農林水産に関わる分野を所管して、多面的機能を持つ農林水産行政を推進する。
- ・ 県土整備部
県土の基盤整備に関わる分野を所管して、個性と魅力ある地域づくりへ一元的に対応する。
- ・ 企画管理部
県政の総合的な企画・調整・管理を行う分野を所管して、政策形成機能の充実強化をめざす。

イ 総合事務所としての県民局の設置

分権型社会における行政の役割は、地域住民の主体的な参加のもと、身近な暮らしや地域の課題解決のために、住民自らが行う自律的な活動を支援することが基本となる。

そのため、県下市町との連携、協力はもとより、地域の英知を結集した取組みが展開されている21世紀の夢ビジョンの実現をめざして、より県民に身近なレベルで総合的な県政を推進し、現地解決型行政を展開する。

ウ 政策形成機能の強化

総合的、戦略的な視点に立った政策決定の場として、政策会議を設置するとともに、多様化、複雑化する政策課題に総合的かつ的確に対応するため、本庁及び県民局に企画調整を担当する局長及び部長を設置して、政策形成機能の強化を図る。

エ 臨時的・時限的な行政課題への的確な対応

臨時的または時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、一定の期間に限って設置する組織（タスク・フォース）を整備する。

（４）定員・給与

新たな県政課題に的確に対応した定員の適正配置や、職員の計画的な採用による年齢構成の平準化等に努めるとともに、職員の給与の見直しを行うほか、現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、公務部門においてワークシェアリングを実施する。

ア 県政課題への的確な対応

成熟社会の進展に伴う県民ニーズの変化に対応し、安全と安心の社会の実現、地域密着型県政の展開など、新たな県政課題に的確に対応した定員の適正な配置を行う。

イ ワークシェアリングの実施

現下の厳しい雇用情勢やライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向が生じていることを踏まえ、これらのニーズに対応した雇用機会の創出を図るため、公務部門においてワークシェアリングを実施する。

ウ 職員の計画的な採用

継続的に組織の活力を維持し、中長期にわたって、円滑な組織運営を行うため、職員の計画的な採用により、優秀な人材の確保、年齢構成の平準化等に努める。

エ 給与の見直し

厳しい経済・雇用情勢のもとで、民間企業においても様々な経営改革への取組みが行われている中、国及び他の地方公共団体並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、職員の給与の見直しを行う。

(5) 行政施策（投資事業、事務事業、公的施設、試験研究機関）

地方分権の本格化や公民協働への大きな流れ、社会資本整備の水準の向上など社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政施策の構造的改革を図るため、既存施策の内容、実施主体、実施方法等について、評価、見直しを行う。

ア 投資事業

社会資本の地域間・分野間の均衡を図りつつ、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、県民の安全と安心の確保を基本に、長期的な視点に立って、地域間の連携・交流や個性と魅力あふれるまちづくり、快適な生活環境の創出等に資する事業に取り組むこととし、必要な事業量を確保する。

また、社会資本整備の水準が向上してきていることから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の必要性や効果等を的確に評価、検証することとし、このための事業評価システムを確立し、効率的・重点的な整備を図る。

イ 事務事業

本格的な地方分権と公民協働の時代のもとでの公と民、県と市町との役割分担のあり方、三世代型人口構造の時代に対応した世代間の受益と負担のバランス、また、価値観やライフスタイルの変化等に適合した政策への転換など、成熟社会にふさわしい政策構造の確立を視野に入れつつ、事業の必要性、有効性、公平性等の観点から、すべての事務事業について、的確な評価、見直しを行う。

あわせて、徹底した事務経費の削減や業務プロセスの改善はもとより、民間でより効果的、効率的に提供できるサービスについて民間活力の活用を進めるなど、業務執行方法の一層の簡素・効率化を図り、行政コストを縮減する。

ウ 公的施設

宿泊、文化・スポーツ・レクリエーション施設などの公的施設については、近年、市町施設の整備水準が向上するとともに、民間事業者との競合も懸念されている。

そのため、県としては、広域的かつ高度な機能を有し、地域活性化への外部効果の高い施設への重点化を図るなど、既存施設の見直しや新規施設整備の取組みを進める。

エ 試験研究機関

科学技術や情報化の進展による研究開発の高度化等が加速する中、大学や民間等が地域の高度な研究機能を担いつつあり、県立試験研究機関がこれまでのような役割を果たしていくことは困難になっている。

そこで、現行業務の客観的な評価結果をもとに、そのあり方を抜本的に見直し、大学や国立・民間の研究機関と連携、協力しながら、県立試験研究機関としての使命や役割を踏まえつつ、新たな課題への対応をはじめ、新しい時代にふさわしい業務の重点化や機能の強化を図るとともに、組織の再編統合を行う。

このため、総合的なマネジメント体制のもと、継続的、定期的な評価を実施し、コーディネイトや情報提供など県民や産業界の要請に的確に対応できる行政サービス機関としての機能の強化、プロジェクト型研究や外部研究者の活用など行政課題等に機動的に対応できる新しい研究システムの導入を進める。

(6) 自主財源の確保

県税収入の確保、使用料・手数料の受益と負担の適正化、財産収入の確保など、自主財源の確保に向けて最大限の努力を行う。

また、こうした県自らの取組みにあわせ、地方における歳出規模と歳入規模の乖離の縮小、地方税収の安定確保を図るための法人事業税外形標準課税の導入、地方交付税の所要額確保と交付税特別会計への直入方式の導入、国庫補助負担金の整理合理化等、地方税財源の充実確保について、国に対して強く要望する。

(7) 公社等

社会経済情勢や公民の役割分担等の変化を踏まえ、公社による自主的な経営改善や運営の透明性の向上等への取組みを促進するとともに、県の支援の適正化や公社等の積極的な活用を図る。

ア 公社等の経営改善、支援の適正化

公社等をとりまく経営環境が厳しい中、公社等において、社会経済情勢の変化や採算性、公共性等を踏まえた事業の見直しを行うとともに、組織の見直し、経営の合理化、経営意識の向上など、自主的な経営改善を推進する。

一方、県は、公社等の自立性、独立性に配慮しながら、公社等の経営状況の的確な把握、評価を行い、指導の充実を図るとともに、県の出資・助成等の支援の適正化に努める。

イ 公社等の情報公開の促進

公社等の運営の透明性の向上を図るため、情報公開を促進する。

ウ 公社等の積極的な活用

従来、行政が担当してきた分野にも、民間企業や非営利団体の活動が拡大してきている状況を踏まえつつ、公共的サービスの効果的、効率的提供の観点から公社等の活用が効率的である業務について、その積極的な活用を図る。

4 改革に当たっての留意事項

行財政構造改革について、円滑かつ実効性のある取組みを推進するため、次の事項について十分留意する。

ア 計画的推進と点検

毎年度、行財政構造改革推進方策に基づく具体的な取組みを明らかにした「行財政構造改革実施計画」を策定し、改革の計画的推進に努める。

また、実効性のある改革の推進を図るため、経済雇用対策などの当面の緊急課題に機動的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や国の政策動向、県の財政状況等を踏まえつつ、行財政構造改革推進方策の進行状況を常に把握、検証し、ローリングしながら見直しを行うとともに、評価基準についても、社会情勢の変化に対応した点検を行う。

イ 県民、市町民の理解・協力と職員の意識改革

改革の実施に当たっては、県民、市町民への十分な説明、周知を図るとともに、その理解と協力のもとに進める。

また、職員の理解と主体的参加のもと、職員の意識改革を図りつつ、全庁的な改革を推進する。

5 今後の財政見通し

この改革に基づく平成20年度までの財政見通しを試算すると、平成11年度当初において試算していた10,600億円の収支不足が解消され、起債制限比率もピーク時（平成16年度）において15%台にとどまるなど、中長期にわたる健全な財政運営が確保されるものと見込まれる。（別表資料5参照）

(参考) 行財政構造改革への取組みの経緯

平成 10 年 12 月 25 日	行財政改革推進委員会の報告 県が行財政改革を進めるに当たって、重点的に取り組むべき方向について、行財政改革推進委員会から報告
平成 11 年 4 月 1 日	行財政構造改革本部の設置 行財政構造改革の具体的な方策を策定し、全庁的な推進を図るため、知事を本部長、副知事を副本部長、関係部長会議構成員を本部員とする行財政構造改革本部を設置
平成 11 年 6 月 23 日	「行財政構造改革への取組み方針(案)」の策定、発表 改革の目的や進め方、スケジュール、事務事業、組織、定員・給与等についての見直しのための評価基準を内容とする「行財政構造改革への取組み方針(案)」を策定、発表
平成 11 年 6 月 29 日 ～ 7 月 19 日	県議会の行財政構造改革調査特別委員会における「行財政構造改革への取組み方針(案)」の審議
平成 11 年 7 月 21 日	「行財政構造改革への取組み方針」の決定、発表 「行財政構造改革への取組み方針(案)」についての議会の意見を踏まえ、「行財政構造改革への取組み方針」を決定、発表、この方針に基づき、各部局における検討作業に着手
平成 11 年 9 月 13 日	行財政改革推進委員会の報告 自律分権型社会にふさわしい新しい体制に向けた地方機関の見直しについて、行財政改革推進委員会から報告
平成 11 年 10 月上旬	「行財政構造改革本部企画部会検討資料」の取りまとめ 行財政構造改革本部に設置された企画部会において、主な改革項目に係る検討内容を取りまとめ、この資料をもとに関係方面の意見を聴取

- | | |
|---------------------------------|---|
| 平成 11 年 10 月 29 日 | 「行財政構造改革推進方策（案）」の策定、発表
平成 20 年度までの基本的な改革の方向と具体的な取組みを明らかにした「行財政構造改革推進方策（案）」を策定、発表 |
| 平成 11 年 11 月 1 日
～ 12 月 22 日 | 行財政構造改革調査特別委員会における「行財政構造改革推進方策（案）」の審議 |
| 平成 11 年 12 月 27 日 | 県議会から「行財政構造改革調査特別委員会調査報告書」の送付 |
| 平成 12 年 2 月 17 日 | 「行財政構造改革推進方策」の決定、発表
「行財政構造改革推進方策（案）」についての議会等の意見を踏まえ、「行財政構造改革推進方策」を決定、発表 |

現 行 制 度 の 見 直 し 内 容

(1) 組織.....	1
(2) 定員・給与.....	4
(3) 行政施策.....	6
ア 投資事業.....	6
イ 事務事業.....	10
ウ 公的施設.....	36
エ 試験研究機関.....	38
(4) 自主財源の確保.....	46
(5) 公社等.....	51
[参 考]	
資料1「評価基準」.....	54
資料2「組織再編案」.....	59
資料3「社会資本(基盤整備)の施策体系及び主な整備内容」.....	61
資料4「投資事業評価の実施体制」.....	63
資料5「行財政構造改革推進方策に基づく今後の財政見通し(試算)」.....	64

(1) 組 織

(単位 : 百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
本庁及び地方機関の組織	<p>1 本 庁</p> <p>知事公室、総務部、生活文化部、健康福祉部、商工部、労働部、農林水産部、土木部、まちづくり部の9部を設置している。</p> <p>2 地方機関</p> <p>業務分野ごとに地方機関を設置するとともに、地域における県行政の一体性を確保し、地域の特性を生かした県行政の推進を図るため、県民局が管内の地方機関の総合調整を行いつつ、地域課題の解決を図っている。</p> <p>県民局は、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の6地域に設置しており、総務、企画調整、防災、広報、広聴、県民運動、市町振興、商工労政等の事務を行っている。</p>	—	<p>1 総合行政の推進</p> <p>本庁9部、地方機関6県民局体制を本庁5部、地方機関10県民局体制へ再編する。</p> <p>本庁の部の統合再編</p> <p>ア 本庁の部制については、多様化、高度化する県民ニーズに対応して、縦割り行政の弊害を是正し、幅広い視点から、総合的かつ機動的に政策立案機能を発揮するため、部を統合再編するとともに、業務内容の専門化、複雑化に対応して、的確かつ迅速な行政執行を行うため、部長のもとに、執行責任を担う局長を設置する。</p> <p>イ 現行の9部を、新しいライフスタイルの創造への総合的支援を行う「県民生活部」、産業構造の变革と新しいワークスタイルへの一体的な対応を行う「産業労働部」、多面的機能を持つ農林水産行政を推進する「農林水産部」、個性と魅力ある地域づくりへ一元的に対応する「県土整備部」、政策形成機能の充実強化をめざす「企画管理部」の5つの部に統合再編する。</p> <p>総合事務所の設置</p> <p>ア 県民局長の統括のもと、地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、県民局管内の区域を所管区域とする地方機関を県民局に統合再編し、総合事務所化する。</p> <p>イ 地域の特性や課題、県民局の業務規模、職員規模等を勘案し、地域課題の解決、県民や市町との協働を効率的、効果的に推進するため、県民局の所管区域を見直し、6県民局から10県民局とする。</p>	—	<p>1 総合行政の推進</p> <p>政策課題に機動的に対応するため、職員配置の弾力化を図る。</p> <p>総合的な産業振興施策推進のため産業労働部の企画調整部門と農林水産部の企画調整部門は、一体的に運用する。</p> <p>また、環境問題についての全庁的な取組み体制の確保に留意する。</p> <p>地方機関の再編にあたっては、県民サービスの向上のため、業務の専門性を確保しつつ、必要な機能の維持・向上に配慮する。</p> <p>県民局の総合事務所化に際しては、県民局内部の事務・権限の配分において、効率的な業務執行が図れるよう配慮する。</p> <p>県民局の運営にあたっては、管内の他の地方機関との調整機能の発揮や県民局をまたがる課題への円滑な対応を図る。</p> <p>2 現地解決型行政の推進</p> <p>事務・権限の委譲に当たっては、危機管理などの一元的な管理体制の確保にも留意するとともに、本庁と地方機関の権限や事務手続きが二重構造にならないように配慮する。</p> <p>現地解決型行政を推進するため、各県民局の地域特性を踏まえた運営を図るよう留意する。</p>

(注)「効果額」欄は、平成12年度から20年度までの効果額の累計を示す。以下同じ。

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>ウ 県民局の組織体制は、本庁の部制、地域の実態や事務の効率性等を勘案した4部制とする。</p> <p>エ 管内の事務は、県民局で一体的、総合的に処理するが、県民サービスを維持するため、現存の事務所は直接的な県民サービス等の業務を行う現地事務所として、原則的に存置する。</p> <p>オ 事務事業の見直しにより小規模化する事務所やほぼ所期の目的を達した事務所は、残存事務を代替できる事務所等に統合または廃止する。</p> <p>2 政策形成機能の強化</p> <p>政策会議の設置 総合的、戦略的な視点に立った政策決定の場として、政策会議を設置する。</p> <p>本庁企画調整局長及び県民局企画管理部長の設置 企画調整を強化するため、本庁各部に企画調整局長を設置するとともに、県民局に企画管理部長を設置するほか、県民局各部の企画調整機能の充実を図る。</p> <p>3 現地解決型行政の推進</p> <p>県民局の企画立案・総合調整機能、現地解決能力の向上を図るため、国及び他府県との調整を要する事務や全県的な視点での判断が不可欠な事務等を除き、できる限り本庁から地方機関へ事務・権限委譲を図る。</p> <p>現地解決型行政の推進に資するため、予算や人事について、県民局長が総合調整を行う権限を充実する。</p>		<p>3 職員の意識改革等</p> <p>組織改正にあたっては、職員の理解と意識改革、適正な人材配置、人材活用を図るとともに、多様な人事交流を検討する。</p> <p>組織改正に伴う庁舎整備に当たっては、既存施設の利活用を図る。</p> <p>組織改正の実施にあたっては、事務の停滞など支障が生じないよう円滑な推進に留意するとともに、具体化の作業の段階を踏まえつつ、早期に県民への周知を図る。</p> <p>4 各種行政委員会の見直し</p> <p>知事部局の見直しに対応し、企業庁や各種行政委員会においても、それぞれの特性を踏まえながら、組織の見直しを検討する。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			4 実施時期 本 庁 平成 1 2 年度 地方機関 平成 1 3 年度 「参考」 資料 2 (P59、60) 組織再編案 評価基準：組織 - 1 ~ 9		

(2) 定員・給与

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等										
定員・給与	<p>1 定員</p> <p>一般行政部門</p> <p>簡素で効率的な執行体制を維持しつつ新規の行政需要に対応するため、職員配置にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本として定員の抑制に努めている。</p> <p>教育及び警察部門</p> <p>法令基準による配置を基本とする一方、個に応じた教育等を推進するため、教員等について、県単独による措置を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="376 815 757 954"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>11年度現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>9,413</td> </tr> <tr> <td>教育部門</td> <td>40,075</td> </tr> <tr> <td>警察部門</td> <td>11,887</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61,375</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 給与</p> <p>人事委員会勧告(特別職については報酬審議会答申)を受け、給与条例等に基づいて給与の支給を行っている。</p>	区分	11年度現員	一般行政部門	9,413	教育部門	40,075	警察部門	11,887	計	61,375	(516,550) 665,733	<p>1 定員の見直し</p> <p>一般行政部門(1,050)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業、組織、公社等の見直し、事務執行体制の効率化に伴い、業務量の減少等に応じた見直しを行う。 <p>教育部門(3,360)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員については、現行の学級編制基準を基に児童生徒数の減少に伴う学級数の減少により試算し、その減少を見込むとともに、本県の教育課題に対応するため措置している教職員については、個別の課題の状況の変化に即応し、減少を見込む。 事務職員については、一般行政部門に準じ、事務事業等の見直しによる業務量の減少等に応じた見直しを行う。 県立大学については、平成12年中に県立大学検討懇話会からの最終報告を受け、具体的方策を検討し、成案を得る。 <p>警察部門(410)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官については、金融犯罪特例加算定数等法令により特例的に加算されている定数が治安等の状況を考慮したうえで見直される場合の逓減を見込む。 事務職員については、一般行政部門に準じ、事務事業等の見直しによる業務量の減少等に応じた見直しを行う。 <p>(注)上記見直し内容のうち、法令により配置の基準が示されている定員は、当該基準の変更に伴い変動することがある。</p>	(210,000) 280,000	<p>1 定員の見直し</p> <p>定員の見直しにあたっては、新たな行政課題についての確に対応する。</p> <p>少人数教育の実現等を図るため、学級編制・教職員配置の充実について、検討を行う。</p> <p>児童生徒の問題状況に対応するために本県単独で措置している教職員の削減については、配置目的や教育課題の変化等を十分に考慮して対応するとともに、新たな課題に即応し充実に検討する。</p> <p>治安情勢の動向等に的確に対応するため、資機材の整備水準に配慮するとともに、警察官の一層適正な定員配置に努める。</p> <p>公営企業会計部門についても、適正な定員管理に努める。</p> <p>2 給与の見直し</p> <p>一般職の給与については、人事委員会勧告を尊重することを基本として、職員団体とも協議し、決定する。</p> <p>活力と創意に満ちた行政運営を展開していくうえで、社会の情勢に配慮しながら、職員の給与制度について研究を進める。</p>
区分	11年度現員														
一般行政部門	9,413														
教育部門	40,075														
警察部門	11,887														
計	61,375														

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>2 ワークシェアリングの実施 職員の超過勤務の縮減等により、ワークシェアリングを実施する。</p> <p>・非常勤嘱託員等 2,100 人</p> <p>(実施年度)平成12～20年度</p> <p>評価基準：定員 - 1～3</p> <p>3 給与の見直し</p> <p>特別職 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、一定の措置を講じる。</p> <p>・給料の減額 知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長等 5%減額 理事等 3%減額</p> <p>・期末手当について、国の基準に合わせる。</p> <p>一般職 国、他の地方公共団体、県内民間事業所の給与との均衡を図ることを基本とし、給与の見直しを行う。</p> <p>・毎年度の措置については、行財政構造改革実施計画に記載</p> <p>(注)給与の見直しの効果額は、構造改革期間中において、平成12年度行財政構造改革実施計画と同程度の措置が行われたものとして算定</p> <p>評価基準：給与 - 1</p>		

(3) 行政施策
ア 投資事業

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等																														
投資事業	<p>事業費総額の推移 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="353 387 786 1002"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国庫補助 事業</th> <th>県単独 事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成4年度</td> <td>202,622</td> <td>166,975</td> </tr> <tr> <td>平成5年度</td> <td>212,129</td> <td>188,080</td> </tr> <tr> <td>平成6年度</td> <td>214,679</td> <td>191,092</td> </tr> <tr> <td>平成7年度</td> <td>332,734</td> <td>163,971</td> </tr> <tr> <td>平成8年度</td> <td>239,800</td> <td>178,449</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>233,621</td> <td>192,845</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>222,531</td> <td>192,978</td> </tr> <tr> <td>最終予算 (経済対策分を除く)</td> <td>217,536</td> <td>200,188</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>(26,152) 215,378</td> <td>(28,870) 193,146</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・各年度当初予算ベース (平成7年度は6月補正後予算) ・平成11年度予算の()は一般財源</p>	区 分	国庫補助 事業	県単独 事業	平成4年度	202,622	166,975	平成5年度	212,129	188,080	平成6年度	214,679	191,092	平成7年度	332,734	163,971	平成8年度	239,800	178,449	平成9年度	233,621	192,845	平成10年度	222,531	192,978	最終予算 (経済対策分を除く)	217,536	200,188	平成11年度	(26,152) 215,378	(28,870) 193,146	<p>国庫補助 事業 (26,152) 215,378</p> <p>県単独 事業 (28,870) 193,146</p>	<p>1 整備の基本的な考え方 社会資本基盤整備 (公共事業、県単独土木事業、県単 独治山事業、国公共関連単独事業)</p> <p>社会資本の地域間・分野間の均衡 を図りつつ、少子高齢化の成熟社会 にふさわしい地域づくりを進めるた め、次の施策体系に基づき、効率的 ・重点的な事業の推進を図るととも に、県民ニーズに対応し、ゆとりと うるおいに配慮した「質の向上」に 取り組む。</p> <p>ア 安心して暮らせる「県土・まち ・むらを守る」 災害に強い安全な県土の保全、 安全・安心な地域づくりの推進、 公共施設の適切な維持管理に着実 に取り組む。</p> <p>イ 兵庫の魅力を高める「県土・ま ち・むらを創る」 広域的連携・交流の推進、持続 的發展に向けた基盤整備、活力あ る都市づくりに重点的に取り組 む。 なお、整備水準が向上している 事業(下水道整備(管渠、処理場)、 ほ場整備、港湾整備(小船舶関連)) については、事業量の減少を見込 む。</p> <p>ウ 豊かさを実感できる「県土・ま ち・むらを育てる」 全ての人にやさしい生活空間づ くり、快適な生活環境の創出、生 活利便性の向上、環境の保全と創 造に資する事業を一層推進する。</p> <p>「参考」資料3(P61) 社会資本整備(基盤整備)の施策 体系及び主な整備内容</p>	<p>(146,357) 478,150</p>	<p>1 整備の基本的な考え方 各分野における社会資本の整備 水準を踏まえつつ、必要な事業量 の確保について、万全の体制で取 り組むとともに、新規の事業展開 についても、改革による新たな財 源を確保して、積極的かつ柔軟な 対応に努める。</p> <p>社会資本整備が持つ景気対策面 への影響を勘案し、経済対策等に 必要な措置を講じるとともに、地 元業者の育成等にも配慮する。</p>
区 分	国庫補助 事業	県単独 事業																																	
平成4年度	202,622	166,975																																	
平成5年度	212,129	188,080																																	
平成6年度	214,679	191,092																																	
平成7年度	332,734	163,971																																	
平成8年度	239,800	178,449																																	
平成9年度	233,621	192,845																																	
平成10年度	222,531	192,978																																	
最終予算 (経済対策分を除く)	217,536	200,188																																	
平成11年度	(26,152) 215,378	(28,870) 193,146																																	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>その他の投資事業</p> <p>兵庫の21世紀の夢ビジョンの実現をめざし、新しい地域づくりを進めるため、これまでに蓄積されてきた交流基盤を活かしつつ、必要な地域振興プロジェクトを推進するとともに、社会福祉施設や商業基盤施設・農林水産業基盤施設の整備、市街地整備等の民間、市町の事業に対する助成等を着実に推進する。</p> <p>2 事業費総額</p> <p>社会資本整備については、なお多くの県民のニーズがあるが、ある程度の水準に達してきた分野もあることからこれまでに蓄積されてきた社会資本整備の水準を踏まえ、整備分野の重点化を図った上で必要な事業量を確保する</p> <p>国庫補助事業：各年度約2,100億円</p> <p>国の財政構造改革法等の趣旨を踏まえると、中長期的には抑制基調となることが想定されるが、必要な事業の確保に最大限配慮し、平成10年度の年間所要額(経済対策分を除く)とほぼ同水準と見込む。</p> <p>県単独事業：各年度約1,800億円</p> <p>平成5年度以降、経済対策等のため国庫補助事業を上回る大幅な伸びを確保してきたことを踏まえ、平成4年度当初予算の水準を基本としてこの間の国庫補助事業費の伸び率を乗じた額と同額程度とする。</p> <p>災害復旧・経済対策事業等</p> <p>災害復旧事業や経済雇用対策の要請に係る臨時的・追加的な投資事業については、必要に応じて別途措置する。</p>		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>3 事業の評価</p> <p>投資事業の選択、実施において、社会経済情勢や社会資本の整備水準、事業の達成度等を踏まえ、事業内容や効果等を的確に評価し、集中投資や重点配分により投資効率を高めるとともに実施過程の透明性の向上を図る。</p> <p>評価の対象</p> <p>ア 指定事業 総合的な評価が必要な投資事業で政策会議が指定するもの</p> <p>イ 一般事業 上記以外の投資事業で、次の要件に該当するもの</p> <p>(ア) 新規事業 総事業費が1億円以上で、基本計画の策定を行う事業及び基本計画の策定を行わない事業については、事業費の予算化を行う事業(ただし、維持管理及び修繕、災害関連、国等の機関が事業主体となる事業を除く。)</p> <p>(イ) 継続事業</p> <ul style="list-style-type: none">計画策定後(公共事業等については事業採択後)、5年間を経過した時点で未着工の事業及び10年間を経過した時点で継続中の事業上記に関わらず、社会経済情勢の変化等により見直しの必要が生じた事業		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>評価の実施及び公表</p> <p>ア 指定事業については、「兵庫県投資事業評価委員会(仮称)」を設置し、評価を行う。</p> <p>イ 一般事業(公共事業(継続事業)を除く。)については、各部に投資事業評価検討委員会を設置し、評価を行う。</p> <p>ウ 公共事業(継続事業)については従来から設置している「兵庫県事業評価監視委員会」において、評価を行う。</p> <p>エ 事業評価の結果は公表する。</p> <p>「参考」資料4(P63) 投資事業評価の実施体制</p>		

イ 事務事業

(単位：百万円)

項目	現状	予算額 (一般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
海外事務所	<p>友好姉妹州省を中心とする世界の各地域と双方の課題解決に向けた交流を推進するとともに、交流の基本となる相互理解を進めるため、海外事務所を運営し、海外におけるネットワークを形成する。</p> <p>1 兵庫県ワシントン州事務所</p> <p>[事業内容] 経済交流活動 日本語教育事業 文化交流事業 姉妹都市交流、民間交流支援 情報提供・収集</p> <p>2 西オーストラリア州・兵庫文化交流センター</p> <p>[事業内容] 日本語教育事業 文化交流事業 姉妹都市交流、民間交流支援 情報提供・収集</p> <p>3 兵庫県パリ事務所</p> <p>[事業内容] 欧州における兵庫県のPR 経済交流活動 欧州各国自治体との交流支援 姉妹都市交流、民間交流支援 情報提供・収集</p> <p>4 兵庫県香港事務所</p> <p>[事業内容] 広東省、海南省との交流支援 経済交流支援 情報提供・収集</p>	(219) 219	<p>1 海外事務所の運営の合理化</p> <p>現地の状況、ニーズの変化に対応して、海外事務所のスペース、職員配置の縮小等を行う。</p> <p>兵庫県ワシントン州事務所</p> <p>現地周辺の文化施設を活用することにより、文化交流活動の効果的な実施が可能であることから、平成13年度に常設の文化交流スペースを見直し、事務所面積を縮小する。</p> <p>西オーストラリア州・兵庫文化交流センター</p> <p>センターが実施する文化交流事業に、多くのボランティアの協力を得ていることから、ボランティアによるセンター運営への移行を図ることとし、平成12～13年度に現地職員を縮減する。</p> <p>兵庫県パリ事務所</p> <p>本県への投資促進に係るPR等について、一定の成果が得られたことを踏まえ、平成12年度から、経済担当職員を廃止し、新たに経済アドバイザーを設置することにより、一層効率的な経済交流活動を展開する。</p> <p>兵庫県香港事務所</p> <p>事務の改善や合理化等を行うことにより、現地職員の縮減等を行う。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	(599) 599	<p>1 海外事務所の運営の合理化</p> <p>現地のNPO団体等との連携を一層密にして、効率的な運営に取り組む。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
大学洋上セミナー	<p>1 事業目的</p> <p>洋上に、単位の取得できる講義を受けながら、アジア・太平洋諸国を訪問し、諸外国との交流、相互理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成大学間の連携を促進する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施期間 30日間</p> <p>(2) 訪問先 友好姉妹州省を中心とする アジア・太平洋諸国</p> <p>(3) 参加大学 県下4年制大学</p> <p>(4) 参加学生数 500名</p> <p>(5) 活動内容 必須4単位、選択2単位 特別講師による特別講座 大学訪問 船上交流会 等</p> <p>3 事業主体</p> <p>大学洋上セミナー実行委員会</p> <p>4 負担区分</p> <p>県1/2 参加大学及び参加学生1/2</p>	(190) 190	<p>2 大学洋上セミナーの隔年実施</p> <p>学生の国際交流に対するニーズの変化等に対応し、十分な準備期間を確保して事業内容の充実を図り、事業効果を一層高めるため、平成12年度に実施した後は、隔年で実施する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	(915) 915	<p>2 大学洋上セミナーの隔年実施</p> <p>本事業が県内大学間の連携に果たしてきた役割を踏まえ、大学連携の一層の充実に努める。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
生活排水対策事業 (自治振興 助成事業)	「生活排水99%大作戦」を積極的に推進するため、自治振興資金により、事業主体である市町を支援している。 (平成16年度までの時限措置)	(0) 6,900	3 生活排水対策事業の補助率の見直し 市町の起債借入利率の低下により、生活排水対策事業における市町の財政負担が軽減されるため、受益者負担の軽減額に対する県の補助率を平成12年度から1/2とする。 ただし、各市町の財政状況を勘案し、財政力指数が0.42(過疎町の指定要件(全国市町村平均))以下の市町については、県の補助率を2/3とする。 また、すべての市町の負担額(1/2又は1/3)について、資金手当として貸付を行う。 評価基準：事務事業 - 1	(0) 11,251	3 生活排水対策事業の補助率の見直し 生活排水99%大作戦の円滑かつ効率的な推進を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな市町指導を行うとともに、生活排水対策の意義について、県民への普及啓発を積極的に行う。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
自治振興助成事業	<p>1 事業目的</p> <p>市町に対する総合財政支援制度として、市町が実施する地域づくり事業に対し、財政支援することにより、その総合的かつ計画的な実施を促進する。</p> <p>2 補助対象事業</p> <p>(1) 重点施策事業</p> <p>県施策と市町施策との整合を図り、一体的な地域整備に資する事業</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>市町の自主的・主体的な事業執行を図るための単独及び国庫補助事業</p> <p>(3) 特認事業</p> <p>県事業に関連した市町事業の円滑な推進を図るため特に助成する事業等、知事が特に認めた事業</p> <p>3 貸付対象事業</p> <p>後年度負担になじむ市町等の投資的事業で、原則として地方債又は他の貸付を受けない事業</p>	<p>[通常分] (0) 3,200</p> <p>うち補助 (0) 1,700</p> <p>貸付 (0) 1,500</p> <p>[生排分] (0) 6,900</p> <p>[合計] (0) 10,100</p>	<p>4 自治振興助成事業の規模の見直し、対象事業の重点化</p> <p>競馬収益金の低迷、市町事業に対する財政措置の充実、公共施設の整備水準の上昇等を勘案し、平成12年度から事業規模及び対象事業を見直す。</p> <p>事業規模</p> <p>競馬収益金の範囲内で今後も継続して実施できる規模に縮小する。</p> <p style="text-align: right;">以降</p> <p>・生活排水以外 32億円 15億円 補 助 17億円 10億円 貸 付 15億円 5億円 ・生活排水対策 69億円 所要額</p> <p>対象事業</p> <p>県施策と連携して実施する市町事業に重点化する。</p> <p>ア 全県重点事業</p> <p>(ア)生活排水対策事業 (イ)少子高齢化対策事業 (ウ)ひょうご21世紀記念事業等県・市町共同イベント</p> <p>イ 地域重点事業</p> <p>特色ある地域づくりや地域固有の課題に対応するため、各県民局が設定した主管テーマや地域ビジョン(夢ビジョン)に沿った事業及び地域の課題解決のための事業で、県民局長が必要と認めた事業</p> <p style="text-align: center;">評価基準：事務事業 - 1</p>	()	<p>4 自治振興助成事業の規模の見直し、対象事業の重点化</p> <p>市町における自主的・主体的な地域づくりの取り組みに対し、財源措置のある起債制度の活用等により、市町事業の円滑な推進を図る。</p>

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等										
老人医療費 公費負担助成	<p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 65歳以上69歳以下の者</p> <p>(2) 給付額 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合、その自己負担額</p> <p>(3) 所得制限 国民年金法に基づく老齢福祉年金の所得制限を準用</p> <p>(4) 一部負担金 ・外来：1日 530円 ・入院：1日 1,200円</p> <p>(5) 補助率 事業主体である市町の財政力指数等に応じ、1/2又は2/3を補助</p>	(8,300) 8,300	<p>5 老人医療費公費負担助成の所得制限の見直し</p> <p>昭和48年度の制度創設以来、四半世紀が経過するなかで、高齢者の状況が大きく変化していることを踏まえ、可処分所得面でほぼ同水準にある一般世帯と高齢者世帯との間の負担の均衡を考慮し、制度の対象者を、総世帯の中間的な水準の所得を下回る高齢者に限定することを基本として、所得制限の見直しを行う。</p> <p>制度の対象者を住民税非課税者とする。</p> <p>[対象者のカバー率] 現行：約7割 見直し後：約5割</p> <p>ただし、新制度への円滑な移行を図るため、所得制限の見直しは、平成13年度から段階的に行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="976 930 1426 1206"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>約70% (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>約60%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>約60%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>約50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)各年度の7月から適用。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	年 度	カバー率	平成12年度	約70% (現行どおり)	平成13年度	約60%	平成14年度	約60%	平成15年度	約50%	(21,065) 21,065	<p>5 老人医療費公費負担助成の所得制限の見直し</p> <p>制度の見直しにあたっては、対象者に十分な周知を行うなど、新制度への円滑な移行を図る。</p> <p>65歳から69歳の者の健康増進対策として、健康づくりや健診の実施などの予防対策の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療に努める。</p>
年 度	カバー率														
平成12年度	約70% (現行どおり)														
平成13年度	約60%														
平成14年度	約60%														
平成15年度	約50%														

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
長寿祝金	<p>1 事業目的</p> <p>老人に対して長寿祝金を支給することにより、多年にわたって社会に貢献してきた老人を敬愛し、長寿を祝福するとともに、その福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>毎年9月15日に、その日現在で88才以上の者で県の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 支給額</p> <p>10,000円</p> <p>(3) 経過措置</p> <p>条例に該当する者については、87才に達するまで2,000円を支給(対象年齢：2年に1才引き上げ)</p>	(590) 590	<p>6 長寿祝金の支給方法の見直し</p> <p>平均寿命の伸びのなかで、長寿の祝福としての事業の意義を勘案して、現行の経過措置終了時(平成17年)に、毎年度支給する制度を見直し、長寿祝いの節目ごとに支給する制度に改める。</p> <p>(見直し後支給案)</p> <ul style="list-style-type: none">・88才(米寿): 30,000円・100才 : 50,000円 <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	(1,276) 1,276	<p>6 長寿祝金の支給方法の見直し</p> <p>金銭の交付だけでなく、県民がこぞって長寿を祝う仕組みづくりについても検討する。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
農業改良普及事業	農業生産方式の合理化、その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術、知識の普及指導を行う。	(197) 282	<p>7 農業改良普及事業の効率化</p> <p>今後の農林水産施策は、食料安定供給のための生産振興対策に取り組むとともに、地球環境に配慮した施策の総合的な展開、都市と農村の交流促進と生活環境整備を通じた農山漁村地域の活性化を一層推進することが求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、農業改良普及事業を一層効率的・効果的に展開するため、以下の見直しを行う。</p> <p>普及事業の重点化</p> <p>効率的・効果的な普及指導を実施するため、次の視点に立って、普及事業の重点化を図る。</p> <p>ア 望ましい水田営農体系の確立</p> <p>イ 産業として自立可能な農業経営体への発展段階に応じた支援</p> <p>ウ 次代を担う青年農業者の育成・確保対策</p> <p>エ 地球環境に配慮した環境創造型農業の確立</p> <p>オ 都市・農村の交流事業の促進</p> <p>カ 条件不利地域等における耕作放棄地対策</p> <p>キ 集落営農組織やリーダーへの支援及び組織の活性化</p> <p>ク 多様な担い手の育成</p> <p>ケ 地域特産加工品の開発、女性の起業支援</p>	(470) 617	<p>7 農業改良普及事業の効率化</p> <p>農業・農村の将来を視座に据え、今後の農林水産施策の推進に必要な機能の確保を図る。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等														
			<p>普及対象の明確化 (経営規模・形態、専業・兼業の別等、農家の特性に応じた普及対象の明確化を図る。)</p> <table border="1"><tr><td>A</td><td>農事組合法人、農業公社等企業的経営を図る経営体</td></tr><tr><td>B</td><td>一般勤労者並み労働時間により同等の所得を得る専業農家</td></tr><tr><td>C</td><td>上記Bをめざし生産意欲が高い農家</td></tr><tr><td>D</td><td>集落営農組織のリーダーの役割を担う兼業農家</td></tr><tr><td>E</td><td>生産性の向上をめざし研究会等を構成する兼業農家</td></tr><tr><td>F</td><td>上記D、E以外の兼業農家</td></tr><tr><td>G</td><td>農作物販売を目的としない農家</td></tr></table> <p>・ A～E：従来どおり農業改良普及センターが主体となって指導する。 ・ F～G：農協による営農指導との連携強化を図る。</p> <p>普及指導体制のあり方の検討</p> <p>ア 農業者・農村への密接な関わりを維持するとともに、組織の総合指導力が発揮できるよう、農業改良普及センター及び改良普及員の配置のあり方を検討する。</p> <p>イ 市町が行う地域農業振興計画の作成と実践、優良農地の確保対策、生産施設の整備等に対し、専門的な観点からの支援を行うとともに農協の営農指導体制・技術力等の強化・充実を図るため、県としての支援を検討する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	A	農事組合法人、農業公社等企業的経営を図る経営体	B	一般勤労者並み労働時間により同等の所得を得る専業農家	C	上記Bをめざし生産意欲が高い農家	D	集落営農組織のリーダーの役割を担う兼業農家	E	生産性の向上をめざし研究会等を構成する兼業農家	F	上記D、E以外の兼業農家	G	農作物販売を目的としない農家		
A	農事組合法人、農業公社等企業的経営を図る経営体																		
B	一般勤労者並み労働時間により同等の所得を得る専業農家																		
C	上記Bをめざし生産意欲が高い農家																		
D	集落営農組織のリーダーの役割を担う兼業農家																		
E	生産性の向上をめざし研究会等を構成する兼業農家																		
F	上記D、E以外の兼業農家																		
G	農作物販売を目的としない農家																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
農林水産関係整備事業における県費随伴補助	<p>事業内容</p> <p>次の2つの事業に区分し、体系的に国庫補助に随伴して所要の県費補助を実施</p> <p>(1) 指定事業</p> <p>特定の地域を指定して、生産基盤、近代化施設整備等をあわせ計画的に実施し、当該地域全体の社会資本の充実や生産条件の整備を図る。</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>生産基盤及び近代化施設について、事業内容ごとに地元負担水準を考慮し、その軽減を図る。</p>	(1,652) 15,405	<p>8 農林水産関係整備事業における県費随伴補助の見直し</p> <p>農林水産業に対する社会的ニーズに的確に対応し、効果的な事業推進を図るため、国庫補助に上乗せする県独自の補助(随伴補助)の見直しを行う。</p> <p>具体的には、従前の生産振興の視点を基礎評価項目としたうえで、新たに政策誘導評価項目を設定し、基礎評価に基づく随伴率と政策誘導評価に基づく随伴率とを加えた随伴率を適用する。</p> <p>評価項目</p> <p>ア 基礎評価</p> <ul style="list-style-type: none">・評価項目：生産振興・随伴率：現行随伴率の60% <p>イ 政策誘導評価</p> <ul style="list-style-type: none">・評価項目：安定供給対策、担い手対策、環境対策、活性化対策、防災対策(5項目)・随伴率：現行随伴率の最大40%(5項目の評価に全て適合した場合) <p>ウ 現在随伴補助を行っていない事業についても、政策誘導評価に基づく随伴率を設定し、新たに補助を行うことができるものとする。</p> <p>適用時期</p> <p>平成12年度計画認定分から適用。 (平成11年度以前の計画認定済の地区及び継続地区は現行随伴補助率を適用するほか事業種別や地域の実情を踏まえた対応を検討する。)</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	(2,953) 2,953	<p>8 農林水産関係整備事業における県費随伴補助の見直し</p> <p>政策誘導評価項目の設定にあたっては新農業基本法を視野に入れ、客観的かつ具体的な指標を設定する。</p> <p>随伴補助の実効性を確保するため、採択時における随伴補助の要件確認の徹底や、事業完了後における事後調査の実施など、採択時から事業完了後に至る指導管理を行う。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ひょうご県民住宅 供給推進事業	<p>1 事業目的</p> <p>国の「特定優良賃貸住宅制度」を活用し、中堅所得階層に適正な家賃負担で優良な賃貸住宅を供給しようとする民間の土地所有者又は住宅供給公社及びその入居者に対して、国及び県が補助を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 建設費等の補助</p> <p>共同施設整備費補助 定住関連施設整備費補助 住戸規模拡大補助</p> <p>(2) 家賃減額補助</p> <p>入居者の負担を軽減するため、家賃軽減補助を行う。</p> <p>(3) 利子補給</p> <p>民間建設...当初5年間 2 % 公社建設...当初10年間 2 % 11～20年目 1 %</p>	(2,413) 3,470	<p>9 ひょうご県民住宅供給推進事業の休止等</p> <p>震災復興を目的として大量の住宅供給を行ってきたことから、賃貸住宅市場に供給過剰感があることを勘案し、特定優良賃貸住宅単独の事業実施は当分の間休止する。</p> <p>ひょうご住宅マスタープランを踏まえ、特定優良賃貸住宅においても高齢者向け住宅に整備の重点を置く必要があるため、平成13年度新規供給から、高齢者向け優良賃貸住宅及びこれに合築・併設する特定優良賃貸住宅に限定する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	(5,773) 5,773	<p>9 ひょうご県民住宅供給推進事業の休止等</p> <p>世代間の交流や新婚世帯を含む中堅所得者層に対する住宅供給など、県民の多様な住宅ニーズを踏まえ、市町との連携のもと、地域の実情に応じた住宅供給を図る。</p>

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額 (一般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
県立高等学校	<p>1 全日制高等学校</p> <p>現在の公立全日制高等学校数 149校5分校</p> <p>うち 県立全日制高等学校 130校5分校 市立全日制高等学校 19校</p> <p>2 定時制高等学校</p> <p>現在の公立定時制高等学校数 32校1分校</p> <p>うち 県立定時制高等学校 24校1分校 市立定時制高等学校 8校</p>	(156) 157	<p>10 県立高等学校の魅力ある学校づくりと望ましい規模・配置</p> <p>ゆとりの中で基礎・基本の確実な定着と個性の尊重を基本に、「生きる力」をはぐくむ教育を推進するため、「生涯学習社会に対応した単位制高等学校の設置並びに定時制高等学校の適正配置と活性化に関する基本計画」及び「県立高等学校教育改革第一次実施計画」に基づいて学びたいことが学べる魅力ある学校づくり、生徒急減に対応し、学校教育活動の活力を維持するための望ましい学校規模の確保と配置の適正化を図る。</p> <p>全日制高等学校</p> <p>ア 魅力ある学校づくり 個性の伸長を目指し、生徒の興味・関心等に応じた学びたい学校の主体的な選択ができるよう、平成20年度までに総合学科を20校、全日制の単位制高等学校を6校設置するとともに、社会の変化に対応した専門学科の設置・改編、特色あるコースの普通科への導入など、学校の個性化・多様化を推進する。</p> <p>イ 望ましい規模・配置 (ア) 学校が小規模化した場合、学校教育活動の活性化を目指した教育的観点から統合し、原則として総合学科などの新しいタイプの学校へ改編する。 また、郡部においては、生徒の通学条件や特色ある教育内容等に配慮して、1学年2学級の小規模校を存続させる。(ただし、1学級となった場合は分校とする。)</p>	(808) 811	

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>(イ) 分校については、生徒の通学の利便性や小規模であっても地域の活性化を図ることを目的として、必要に応じて、定員の1/2に満たない状態が3年間続いた場合は原則として本校へ統合する。</p> <p>(ウ) 現行の諸条件の中で、今後の生徒数減少等を勘案して、公立学校等となる新しいタイプの郡部において1学年2学級以下の小規模校となる学校が8校程度、うち1学年1学級の分校となる学校も見込まれる。</p> <p>ア 定時制高等学校の魅力ある学校づくり</p> <p>(ア) 生涯学習社会に対応した単位制高等学校を平成20年度までに4校設置するとともに、これらの学校を核とした学習のネットワーク化を図る。</p> <p>(イ) 多様な生徒の学習ニーズに応じた教育内容・方法の工夫、履修方法や選抜制度・方法の改善を図る。</p> <p>イ 望ましい規模・配置</p> <p>(ア) 教育条件や学習環境を整備する新しい単位制高等学校を設置する地域にあっては、併せて近隣校を統合あるいは募集停止する。</p> <p>(イ) 入学者が2年間継続して30%に満たず、将来にわたり増加の見込めない学校については、統合あるいは募集停止の対象として検討する。</p> <p>(ウ) 上記の基準に該当する学科についても、統合・改編あるいは募集停止を検討する。</p> <p style="text-align: center;">評価基準：事務事業 - 1</p>		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
私立学校 経常費補助 (私立高等学校分)	<p>1 事業目的</p> <p>私立高校を設置する学校法人に対し、教職員人件費を中心とした経費に対して経常費補助を行い、私学の振興を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>国基準（国庫補助＋交付税措置）による補助単価に、県独自財源による単価を上乗せし、私立高等学校を設置する学校法人に対して助成</p> <p>3 生徒急増・急減期の対応</p> <p>(1) 生徒急増期（S58～H元年）</p> <p>公私の協力のもとに生徒の受け入れを可能とするため、国基準を上回る県独自財源による補助の充実に努め、この間に、補助総額を40%増額した。</p> <p>(2) 生徒急減期（H元～H10）</p> <p>急増期に採用した教職員の人件費等に係る激変緩和や、40人学級の推進等の観点からこの間に、補助総額を28%増額した。</p>	(12,668) 14,132	<p>11 私立学校経常費補助(私立高等学校分)の補助単価の適正化</p> <p>生徒減少率が穏やかになることにより、生徒急増・急減期において講じた緊急的措置、激変緩和措置の必要性が概ね解消されるとともに、私立高校においても、段階的な生徒減少に応じた経営努力を行うことが期待できることから、国基準に上乗せしてきた県独自財源による補助単価の見直しを行う。</p> <p>県独自財源による補助単価については、生徒急増急減期前の単価に、その後の国基準による補助単価の伸び率を乗じたうえで、40人学級への移行等の施策目的を達成するための上乗せ単価を加えた額とし、それを超える緊急・激変緩和措置部分を見直す。</p> <p>見直しに当たっては、各学校の経営努力を行う期間を考慮して、平成12年度以降、各年度における交付税措置の増加相当額を県独自上乗せ単価分において順次縮減することとし、平成11年度の交付税措置単価と県独自の上乗せ単価の合計単価を、見直しが完了するまでの間、据え置く方法で行う。</p> <p>なお、国庫補助単価については、各年度の増加額を従前どおり措置する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	(16,157) 17,436	<p>10 私立学校経常費補助(私立高等学校分)の補助単価の適正化</p> <p>見直しにあたっては、父母負担の増大につながらないよう私学の一層の経営努力を促すとともに、引き続き私立高校の特色ある学校づくりへの支援を行い、高校教育改革の推進状況等も勘案しながら本県私学の振興を図る。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
民間社会福祉施設 職員処遇改善費 (特別養護老人 ホーム職員等)	<p>1 事業目的</p> <p>民間社会福祉施設職員の労苦 に対し慰謝激励することにより 優秀な人材の確保と資質の向上 を図り、入所者処遇を向上させ ることを目的として、県が処遇 改善費を支給する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>県が設置認可権を有する民 間社会福祉施設に勤務する常 勤職員</p> <p>(2) 支給額</p> <p>勤続年数により40千円～ 120千円</p>	<p>(753) 753</p> <p>うち特養 (253) 253</p>	<p>12 民間社会福祉施設職員処遇改善費 (特別養護老人ホーム職員等)の見直 し</p> <p>介護保険制度の実施に伴い、施設 設置者の自助努力により、サービ ス水準の向上や人材の確保等の対応が 行われる状況になることを勘案し、 特別養護老人ホーム職員等につい て、処遇改善費の支給対象から除外 する。</p> <p>ただし、施設職員の処遇に係る激 変緩和措置として、平成12年度につ いては、一律4万円支給とする。</p> <p>評価基準：事務事業 - 3</p>	<p>(2,314) 2,314</p>	<p>11 民間社会福祉施設職員処遇改善費 (特別養護老人ホーム職員等)の見直 し</p> <p>介護保険制度実施後における施設設 置者の経営状況等の把握に努める。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
在宅老人介護手当 支給事業	<p>1 事業目的</p> <p>在宅の寝たきり又は痴呆性老人の介護者に介護手当を支給することにより、当該介護者又は老人の精神的負担の軽減等を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>市町の区域内に住所を有し以下の要件を備えている在宅老人を現に介護している者 65才以上の者で、居宅において6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある者 65才以上の者で、居宅において痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある者</p> <p>(2) 所得制限</p> <p>対象高齢者本人 配偶者及び扶養義務者 に対して老齢福祉年金の所得制限を準用</p> <p>(3) 県費補助対象限度額</p> <p>月額10,000円</p> <p>(4) 補助率 1/2</p>	(711) 711	<p>13 在宅老人介護手当の支給対象者の見直し</p> <p>介護保険制度の実施により、保険給付による介護サービスが提供されることから、介護手当の受給者を介護サービスを利用しない者に限定し、平成12年8月から適用する。</p> <p>平成13年度～14年度については、国庫補助事業で実施される家族介護慰労金制度を活用しつつ、介護手当と慰労金との間で支給金額等に差を生じないように調整を行う。(詳細は、国庫補助制度の決定等を踏まえ検討する。)</p> <p>平成15年度以降については、国庫補助事業の動向を見ながら検討する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 3</p>	(5,059) 5,059	<p>12 在宅老人介護手当の支給対象者の見直し</p> <p>介護サービスの利用実態や家族介護慰労金制度との関係を十分に見極めながら介護保険制度と相まって要介護高齢者の総合的な支援を図る。</p>

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
愛の一声運動	<p>1 事業目的</p> <p>ひとり暮らし老人を毎日訪問し、安否を確認することにより、不慮の事故を未然に防止するとともに、各種相談に応じるなど訪問者との対話を通して、一人暮らし老人に安らぎを与え、生きがいを高める。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 訪問対象者</p> <p>満80才以上のひとり暮らし老人</p> <p>(2) 訪問者の役割</p> <p>毎日対象者を訪問し、乳製品、乳酸菌飲料を配布し、安否を確認するとともに各種相談に応じる。 また、対象者に異常が認められる時は必要な関係機関に連絡する等緊急措置を行う。</p> <p>3 委託先</p> <p>兵庫県老人クラブ連合会</p>	(208) 208	<p>14 愛の一声運動の見直し</p> <p>一人暮らし老人に対する安全・安心システムが充実・多様化するなかで、住民に身近な市町において、地域の実情に応じた安全・安心の措置を講じることが望まれるため、平成12年度から、県事業としての実施は見直すこととする。</p> <p>評価基準：事務事業 - 3</p>	(2,044) 2,044	<p>13 愛の一声運動の見直し</p> <p>緊急通報制度システムや福祉電話、老人クラブによる友愛活動等の充実を図るとともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる健康福祉のまちづくりをめざし、地域安心拠点づくりを推進する。</p> <p>従来の対象者に対し、見直しの考え方や他の見守り体制の利用方法等について、十分な周知を図る。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等																
県立看護専門学校	<p>県立看護専門学校の状況</p> <table border="1" data-bbox="394 357 772 603"><thead><tr><th>区 分</th><th>開 設 時 期</th><th>学 年 定 員</th><th>課 程</th></tr></thead><tbody><tr><td>加古川</td><td>S45.4</td><td>40人</td><td>2 年</td></tr><tr><td>柏 原</td><td>S46.4</td><td>40人</td><td>3 年</td></tr><tr><td>淡 路</td><td>S50.4</td><td>40人</td><td>3 年</td></tr></tbody></table> <p>(注) 県立病院に従事する看護婦及び看護師を確保するために設置</p>	区 分	開 設 時 期	学 年 定 員	課 程	加古川	S45.4	40人	2 年	柏 原	S46.4	40人	3 年	淡 路	S50.4	40人	3 年	(350) 350	<p>15 県立看護専門学校の運営の見直し</p> <p>加古川看護専門学校については、准看護婦養成数の減少や他の同種の施設の充足状況を勘案し、平成14年度の実施に向けた見直しを行う。</p> <p>柏原、淡路の看護専門学校については、今後の看護婦需給の状況等を踏まえ、後年度にそのあり方を検討する。</p> <p>ただし、民間看護専門学校の運営状況も踏まえた、効率的な運営を確保することとし、一般会計負担金の削減を図る。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1 , 4</p>	(704) 704	
区 分	開 設 時 期	学 年 定 員	課 程																		
加古川	S45.4	40人	2 年																		
柏 原	S46.4	40人	3 年																		
淡 路	S50.4	40人	3 年																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等												
社会福祉事業団 施設 (県立特別養護老人ホーム)	県立特別養護老人ホームの状況 <table border="1" data-bbox="394 357 730 687"><thead><tr><th>施設名</th><th>入所定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>万寿の家</td><td>100人</td></tr><tr><td>朝陽ヶ丘荘</td><td>100人</td></tr><tr><td>たじま荘</td><td>100人</td></tr><tr><td>あわじ荘</td><td>100人</td></tr><tr><td>丹寿荘</td><td>50人</td></tr></tbody></table> (注)県社会福祉事業団へ運営委託	施設名	入所定員	万寿の家	100人	朝陽ヶ丘荘	100人	たじま荘	100人	あわじ荘	100人	丹寿荘	50人	(288) 1,659	16 社会福祉事業団施設の運営の合理化 介護保険制度の実施にあわせ、平成12年度から、県立特別養護老人ホームの運営に利用料金制度を導入し、管理運営の受託者である県社会福祉事業団が介護報酬の範囲内で自主運営を行うこととする。 ただし、自主運営化には職員配置の見直し等も必要なことから、概ね5年間で、事業団の経営改善を図ることとし、段階的に自主運営に移行する。 評価基準：事務事業 - 4	(2,651) 15,309	14 社会福祉事業団施設の運営の合理化 県社会福祉事業団において、職員研修の充実による知識・技能の向上や意識改革を進めるなど、入所者へのサービス提供に係る工夫や改善に取り組むよう助言、指導を行う。
施設名	入所定員																
万寿の家	100人																
朝陽ヶ丘荘	100人																
たじま荘	100人																
あわじ荘	100人																
丹寿荘	50人																

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
職業訓練校	<p>県立施設の状況</p> <p>神戸高等技術専門学院 ・情報工学科 (30人×2年) ・機械工学科 (30人×2年) ・自動車整備科 (30人×1年) ・グラフィックアート科 (30人×2年) ・インテリア 施工科 (30人×2年)</p> <p>介護福祉高等技術専門学院 ・介護福祉科 (30人×2年)</p> <p>姫路高等技術専門学院 ・ロボット制御工学科(20人×2年) ・電子制御工学科(30人×2年) ・住宅建築科 (20人×2年) ・塑性加工科 (15人×2年) ・溶接科 (15人×2年) ・金属塗装科 (15人×2年)</p> <p>但馬技術大学校 ・自動車工学科 (30人×2年) ・建築工学科 (30人×2年) ・情報工学科 (30人×2年) ・木工工学科 (20人×2年)</p> <p>障害者高等技術専門学院 ・情報システム科 (10人×2年)</p> <p>(注1) は中卒者以上対象、その他は高卒者以上対象の科目</p> <p>(注2) 上記以外に各学院で離転職者を対象とした6ヶ月訓練のほか、在職者対象の技能向上訓練、地域住民対象の公開講座、離転職者対象の3ヶ月未満の委託訓練等を実施</p> <p>(注3) 姫路高等技術専門学院では、姫路産業技術高校との技能連携により、機械加工科及び機械製図科の訓練を実施</p>	(114) 173	<p>17 職業訓練校の見直し</p> <p>近隣の専修学校等と競合する状況が生じている次の科目について、平成14年度の実施に向けた見直しを行うとともに、新しいニーズに応じた再編を行う。</p> <p>ア 神戸高等技術専門学院 ・ 情報工学科、自動車整備科</p> <p>イ 介護福祉高等技術専門学院 ・ 介護福祉科</p> <p>ウ 姫路高等技術専門学院 ・ 電子制御工学科</p> <p>また、新規学卒者のみならず離転職者や在職者も対象とした訓練へシフトする。</p> <p>評価基準：事務事業 - 4</p>	(244) 444	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県民住宅ローン 貸付金	<p>1 事業目的</p> <p>住宅金融公庫の融資だけでは資金が不足する者を対象に、低利で融資を行うことによって、持ち家取得を図る また、高齢者に配慮した住宅や耐震性に優れた住宅についてはさらに有利な条件で融資する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>住宅金融公庫融資を受ける者で一定収入以下の者</p> <p>(2) 融資種別・目標戸数</p> <ul style="list-style-type: none">・県民住宅ローン(一般融資) 150戸・人生80年いきいき住宅ローン(特別融資) 100戸・高耐震住宅ローン(特別融資) 100戸・環境配慮型住宅ローン(特別融資) 100戸・耐震改修住宅ローン(特別融資) 50戸 <p>(3) 融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none">・一般融資 8,000千円 (増改築 5 0 0 0千円)・特別融資10,000千円 (耐震改修 5 0 0 0千円)	(0) 5,016	<p>18 県民住宅ローン貸付金の見直し</p> <p>住宅金融公庫融資枠の拡大や民間融資の拡充により、県民ニーズが低下してきていることから、平成12年度に、一般住宅枠について見直しを行い、県が目指す住宅づくりを誘導する施策に重点化する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 5</p>	(0) 8,965	<p>15 県民住宅ローン貸付金の見直し</p> <p>「人間サイズのまちづくり」を基本として、民間住宅建設の誘導方策等について検討するとともに、県民がより利用しやすい制度となるよう充実を図る。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ひょうごっ子 きょうだいづくり 事業	<p>1 事業目的</p> <p>小・中学生を中心とした青少年の異年齢交流・異世代交流による地域活動を促し、思いやりの心、豊かな創造性や個性、さらには積極的な社会参加の態度を培うとともに、地域における青少年活動振興の基盤づくりを進める。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施地区</p> <p>原則として小学校区</p> <p>(2) 活動事例</p> <p>野外活動 勤労・福祉体験活動 スポーツ・レクリエーション活動 学習・文化活動</p> <p>(3) 補助基本額</p> <p>400千円 / 地区</p> <p>(4) 補助率 1/2</p>	(125) 125	<p>19 ひょうごっ子きょうだいづくり事業の見直し</p> <p>昭和63年度に事業創設以来10年以上が経過するなかで、事業の意義が浸透し、地域における教育力の重要性への認識も深まってきている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、新たにCSR基金により実施する予定の「地域スポーツ活動支援事業」の内容に本事業の趣旨を活かすこととし、新事業を実施する小学校区から、5年間で順次新事業に移行する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 6</p>	(949) 949	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
こころ豊かな兵庫をめざす県民運動実践事業費助成	<p>1 事業目的</p> <p>県と市町が連携を図り全県民あげての“こころ豊かな兵庫”をめざす県民運動を展開していくため、市町域における県民運動実践活動の支援を行う「こころ豊かな地域をめざす運動推進専門員」(以下、市町推進専門員という。)を設置する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 市町推進専門員の業務</p> <p>県民運動の実践活動支援に関する市町単位の総合的な相談窓口</p> <p>住民の実践活動促進のための情報収集・提供</p> <p>県・県民運動推進専門員等との連携・調整等</p> <p>市町の実践活動リーダー等のネットワーク化</p> <p>(2) 補助率</p> <p>設置費の1/2 (上限1,456千円)</p>	(133) 133	<p>20 こころ豊かな兵庫をめざす県民運動実践事業費助成の補助率の見直し</p> <p>平成2年度に事業創設以来10年が経過するなかで、市町における県民運動推進体制が整備され、定着してきている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、設置後10年を経過した市町から、平成12年度以降、段階的に県補助率を引き下げる。(現行1/2 1/3 1/4 廃止)</p> <p>評価基準：事務事業 - 6</p>	(1,119) 1,119	<p>16 こころ豊かな兵庫をめざす県民運動実践事業費助成の補助率の見直し</p> <p>成熟社会にふさわしい新たな社会システムの構築に向け、これまでの県民運動の推進体制をさらに発展させた「住民参画と協働のシステム」づくりの検討を進める。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ボランティアコーディネーター設置事業	<p>1 事業目的</p> <p>市町ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを設置し、地域に根ざしたボランティア活動の振興を図り、もって地域住民が共に支え合い、幸せを分かち合う福祉コミュニティの創造を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 補助基本額</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常勤専任 4,000千円・ 非常勤 900千円 <p>(2) 補助率 1/2</p>	(195) 195	<p>21 ボランティアコーディネーター設置事業の補助率の見直し</p> <p>昭和63年度に事業創設以来10年以上が経過するなかで、市町における推進体制が確立してきている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成13年度以降、市町ボランティアセンターの人員配置や運営状況、代替施策を勘案しつつ、段階的に県補助率を引き下げる方向で検討する。</p> <p style="text-align: right;">評価基準：事務事業 - 6</p>	(1,491) 1.491	<p>17 ボランティアコーディネーター設置事業の補助率の見直し</p> <p>ボランティアアドバイザー養成講座やNPO大学事業などの人材育成施策を通じ、引き続き、地域における民間ボランティアへの支援を図るとともに、市町ボランティアセンターにおける円滑な事業実施が図られるよう配慮する。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ひょうご日曜フォーラム放送事業	<p>1 事業目的</p> <p>県民運動の必要性についての理解を求めるとともに、生涯学習活動を支援するため、県民運動に関して参加者によるディベートのほか、県内各地で開催する各種シンポジウム、フォーラムなどを身近な映像媒体であるテレビにより放映する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 放送局</p> <p>サンテレビジョン</p> <p>(2) 放送日時</p> <p>毎週日曜日(48回)</p> <p>(3) 番組内容：</p> <p>県民運動や学習に関するシンポジウム、フォーラム、講演会等</p> <p>ディベート番組「ひょうごフリートーク」(10年度6回放映)、県民運動の現状と課題、新しい活動の芽生え等</p> <p>3 平成10年度平均視聴率 0.6%</p>	125 (125)	<p>22 ひょうご日曜フォーラムの放送回数等の見直し</p> <p>平均視聴率が1%未満となっていることなど、県民の生涯学習支援等の事業目的が十分達成されていない状況が認められるため、平成12年度から、現在の年間放送回数を縮減し、番組内容の充実を図る。</p> <p>評価基準：事務事業 - 8</p>	(635) 635	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等								
病院事業 経営補助・負担金	病院事業会計繰出金の状況 (11年度当初予算・収益的収支) (単位：千円) <table border="1" data-bbox="353 411 770 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 411 613 467">区 分</th> <th data-bbox="613 411 770 467">繰出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 467 613 552">国基準に基づく繰出金</td> <td data-bbox="613 467 770 552">6,930,781</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 552 613 636">県独自基準による繰出金</td> <td data-bbox="613 552 770 636">5,281,503</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 636 613 687">合 計</td> <td data-bbox="613 636 770 687">12,212,284</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	繰出額	国基準に基づく繰出金	6,930,781	県独自基準による繰出金	5,281,503	合 計	12,212,284	(12,212) 12,212	23 病院事業への繰出金の見直し等 県立病院の効率的な運営を図るため、人件費に係る一般会計からの繰出金を削減することとし、今後、国基準と異なる県独自の繰出基準を見直しして新たな繰出基準を策定する。 本県医療における県と市町、民間の役割分担を踏まえ、県立病院の果たすべき役割を見直すこととし、一般医療の民間等への移譲等について検討を進める。 評価基準：事務事業 - 9	(8,322) 8,322	18 病院事業への繰出金の見直し等 高度特殊医療への対応など、県立病院の持つ特殊性にも配慮しつつ、診療内容の一層の充実にも努めながら、健全な病院経営が確保できるよう、県立病院事業全般について、総合的な経営改善努力を行う。 県立病院幹部職員の経営意識の醸成を図るとともに、病院経営の専門家等からの助言、指導等を得るなど、経営改善の強化に努める。
区 分	繰出額												
国基準に基づく繰出金	6,930,781												
県独自基準による繰出金	5,281,503												
合 計	12,212,284												

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等								
社会福祉事業団 施設 (特別養護老人ホ ーム以外の施設)	県立社会福祉施設の状況 1 県社会福祉事業団に運営を委 託している県立社会福祉施設に ついては、 一人当りの給与が他の民間 社会福祉施設と比較して高い こと 平均年齢が他の民間社会福 祉施設と比較して高いこと 人員配置が他の民間社会福 祉施設と比較して手厚いこと が要因となって、施設運営のコ ストが増大しており、この結果 施設運営委託料に国の措置費基 準以外の県費継ぎ足し分が生じ ている。 2 超過負担の状況 (H10年度) (単位：千円) <table border="1" data-bbox="378 874 770 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>超過負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者施設</td> <td>203,831</td> </tr> <tr> <td>知的障害者施設</td> <td>790,192</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>994,023</td> </tr> </tbody> </table> (注) 超過負担額は、国の措置 費基準額に民間施設給与等処 遇改善費を加えた額から、県 委託料及び県からの出向職員 人件費を差し引いた額	区 分	超過負担額	身体障害者施設	203,831	知的障害者施設	790,192	合 計	994,023	(1,121) 1,121	24 社会福祉事業団施設運営の合理化 施設運営の効率化を図るため、給 与体系、人員配置等を見直し、県社 会福祉事業団への施設運営委託料の うち、県単独継ぎ足し分の1/2程度 を平成20年度までに削減する。 (注) 別途見直しを行う特別養護老人 ホーム及び同種の民間施設がない 救護施設(のぞみの家)、情緒障害 児短期治療施設(清水ヶ丘学園) を除く。 県からの委託料削減に対応し、事 業団において、職員配置(非常勤職 員の活用)、給与(給料表の見直し等) の両面から具体的方策を検討する。 評価基準：事務事業 - 1 1	(2,243) 2,243	19 社会福祉事業団施設運営の合理化 県社会福祉事業団において、職員研 修の充実による知識・技能の向上や意 識改革を進めるなど、入所者へのサー ビス提供に係る工夫や改善に取り組む よう助言指導を行う。
区 分	超過負担額												
身体障害者施設	203,831												
知的障害者施設	790,192												
合 計	994,023												

ウ 公的施設（県が設置した県民利便施設（60施設））

（単位：百万円）

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
公的施設	1 宿泊施設 専ら県民の宿泊利用に供する施設（11施設） 〔運営形態〕 ・委託（公社等）：6施設 ・委託（市町等）：2施設 ・貸付：3施設	(143) 473	1 宿泊施設 築後20年（又は大規模改修後10年）が経過した施設のうち、利用率が概ね10%以下で、今後もその回復が見込めないものについて見直しを行う。 評価基準：公的施設 - 1	(212) 3,342	1 宿泊施設等 県として引き続き運営することが適当と考えられる施設については、管理運営コストの効率化やサービスの充実等に努める。 施設の廃止にあたっては、福祉、教育・文化など他の用途への転用等による有効活用等も検討する。 市町への施設の移譲等にあたっては所在市町等と十分協議を行う。
	2 文化・スポーツ・レクリエーション施設 県民の生涯学習、文化教養活動、スポーツ・レクリエーション活動に資する施設（42施設） 〔運営形態〕 ・県直営：10施設 ・委託（公社等）：19施設 ・委託（市町等）：12施設 ・貸付：1施設	(1,829) 4,552	近隣の民間施設との競合が見られるなど、県として設置する必要性が低下しているものについて見直しを行う。 評価基準：公的施設 - 2		
	3 貸館 主として会議室、ホール等の利用に供する施設（7施設） 〔運営形態〕 ・委託（公社等）：7施設	(219) 696	高齢者福祉等特定の政策目的を有し、引き続き県立施設として維持すべきと認められる施設については、公社等への委託にあたり利用料金制を導入する。（一部利用者に対して政策的に低廉な料金設定を行うものについては、一般料金との差額相当を県が負担する。） 評価基準：公的施設 - 5	2 文化・スポーツ・レクリエーション施設 築後20年（又は大規模改修後10年）が経過した施設のうち、利用率が概ね10%以下で、今後もその回復が見込めないものについて見直しを行う。 評価基準：公的施設 - 1	(1,348) 8,311
			設置後20年を経過した施設で、所在市町住民の利用率が概ね75%以上のものについて、所在市町と協議し、見直しを行う。 評価基準：公的施設 - 3		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			<p>市町による同水準の施設整備が進んでおり、市町の主体的な運営に委ねることにより、利用の促進、経営の効率化が見込まれる場合は、今後5年間を目処に所在市町と協議し見直しを行う。 評価基準：公的施設 - 4</p> <p>民間における類似施設のノウハウを活用した効率的な運営により自立的な運営が可能と見込まれる施設について、民間移譲又は民間への無償貸付を進める。 評価基準：公的施設 - 5</p> <p>3 貸館</p> <p>築後20年(又は大規模改修後10年)程度経過した施設のうち、利用率が概ね30%以下で、今後も回復が見込めないものについて見直しを行う。</p> <p>県庁周辺の貸館については、会議室利用状況等を勘案し、各施設間で、会議室、団体事務所等の利用について再編整理を行う。 評価基準：公的施設 - 1</p>	(303) 603	

工 試験研究機関

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立公害研究所	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音及び振動等についての試験、研究、技術調査、技術指導、検査分析、測定などを行う。	(40) 40	<p>1 県立公害研究所の見直し</p> <p>業務の重点を、環境に関する高度な検査分析やモニタリングに置くほか、研究については、分析結果の解析・評価や県施策にフィードバックできる課題に重点を置く。 また、研究成果や内外の研究情報の発信機能の強化を図る。</p> <p>衛生研究所との統合を行い、人、環境、生態系等を総合的に取り扱うセンターとする。</p> <p>現行業務については、研究業務では12件中9件が評価基準4に該当し、試験分析業務では37件中13件が評価基準5に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 4～6</p>	(66) 66	<p>1 県立公害研究所、県立衛生研究所の見直し</p> <p>産学官の連携、専門的機能の効率的・効果的な発揮を図るとともに、危機管理への対応、試験分析精度の確保等県民サービスに支障がないよう推進を図る。</p>
県立衛生研究所	感染症対策、食品等の安全確保対策、ダイオキシン・毒物に対する危機管理に向けた調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・提供などを行う。	(46) 70	<p>2 県立衛生研究所の見直し</p> <p>業務の重点を、感染症、食品、薬品、水の安全性、毒性試験等に関する高度な検査分析とそれに付随する調査研究に置く。</p> <p>公害研究所との統合を行い、人、環境、生態系等を総合的に取り扱うセンターとする。</p> <p>現行業務については、研究業務では60件中5件が評価基準1に、15件が評価基準2に、10件が評価基準4に該当し、普及指導業務では、53件中4件が評価基準2に、1件が評価基準3に、8件が評価基準4に該当し、試験分析業務では、59件中8件が評価基準5に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 1～6</p>	(32) 67	

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立東洋医学研究所	東洋医学の研究治療を行うとともに、その成果の普及、人材育成を図る。	(99) 99	3 県立東洋医学研究所の見直し 現研究所は廃止することとし、効果的・総合的な伝統医学の研究体制への移行を検討する。 評価基準：試験研究機関 - 1, 2, 4, 5	(343) 343	
県立成人病臨床研究所	悪性新生物、代謝疾患、心循環器疾患、脳循環器疾患に関する臨床研究を行うとともに、その成果を啓発する。	(98) 98	4 県立成人病臨床研究所の見直し 現研究所は廃止することとし、ガンを中心とした効果的な研究体制への移行を検討する。 評価基準：試験研究機関 - 2, 4, 5	(803) 803	2 県立成人病臨床研究所の見直し 高齢社会の主要な疾患である代謝疾患等生活習慣病の研究に対応できるよう配慮する。
県立高齢者脳機能研究センター	老人性痴呆疾患（特にアルツハイマー型痴呆）の病因解明及び画像診断技術の開発に向けた研究治療を行うとともに、その成果を啓発する。	(831) 831	5 県立高齢者脳機能研究センターの見直し 県立試験研究機関としては廃止することとし、大学等への移管を含めた検討を行う。 評価基準：試験研究機関 - 2, 4, 5	(2,834) 2,834	3 県立高齢者脳機能研究センターの見直し 今後増加が予想される老人性痴呆疾患への対応を図る。

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立工業技術センター	地場産業など中小企業の技術課題に対応する研究開発を行うとともに、中小企業への技術指導、技術者養成、技術情報の提供、依頼試験などを行う。	(235) 399	<p>6 県立工業技術センターの見直し</p> <p>業務の重点を地域の中小企業等に対する技術支援(相談・指導、研修、共同研究等)に置き、産学との連携を基軸に、企業のニーズが強く、技術移転に結びつく研究開発を行うとともに、コーディネート機能や新産業のインキュベート機能を強化する。</p> <p>放射光研究などの先端技術に関する研究開発については、センター自ら行うことはやめ、大学、財団、民間研究機関等が中心となつて行うプロジェクト型研究に参画して行うこととし、その研究成果の普及を図る。</p> <p>3 指導所については、対象業界の現状に応じて、規模を適正化する。</p> <p>現行業務については、研究業務では67件中19件が評価基準2に、2件が評価基準3に、21件が評価基準4に該当し、普及指導業務では115件中6件が評価基準2に、10件が評価基準3に、37件が評価基準4に該当し、試験分析業務では309件中200件が評価基準5に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。</p> <p>評価基準：試験研究機関 - 2 ~ 5</p>	(381) 826	4 県立工業技術センターの見直し <p>産学官の連携、専門的機能の効率的・効果的な発揮を図るとともに、中小企業の技術力向上への対応等県民サービスに支障がないよう推進を図る。</p>

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立中央農業技術センター	農畜産物の優良品種の育成・増殖技術の開発、生産性の向上や生産環境保全のための技術開発などの試験研究を実施し、その成果の計画的な普及を図る。	(159) 269	7 県立中央農業技術センターの見直し 業務の重点を、生産・消費者ニーズに直結した技術開発、公益的機能の維持・高度化、地域特産物の育成と高付加価値化に関する技術開発に置く。 バイオ技術の先端的な開発研究は、大学、民間研究機関等に委ね、当センターでは共同研究に参画して行うこととし、品種改良などの応用分野での活用に特化していく。 中央、北部、淡路農業技術センター、森林・林業技術センター、水産試験場、但馬水産事務所試験研究室の6機関を新センターとして統合し、当センターを中核施設に位置づける。 現行業務については、研究業務では63件中4件が評価基準2に、9件が評価基準3に、25件が評価基準4に該当し、普及指導業務では42件中1件が評価基準2に、8件が評価基準3に、7件が評価基準4に該当し、試験分析業務では13件中9件が評価基準5に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 2～6	(316) 648	5 農林水産系6機関の見直し 農林水産のもつ公益的機能の維持・高度化に留意するとともに、専門的機能の効率的・効果的な発揮、地域に密着した実証研究への対応等県民サービスに支障がないよう推進を図る。

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立北部農業技術センター	但馬、丹波地域の高付加価値農業を実現するため、農業及び肉用牛の改良、食品の加工及び流通に関する試験研究を実施し、その成果の普及を図る。	(128) 200	8 県立北部農業技術センターの見直し 業務の重点を、但馬・丹波地域に適応した農業技術の実証試験、肉用牛の改良試験及び優良系統の維持・造成、飼養管理、農畜産物の食品加工・流通技術の開発等に置く。 農林水産系6機関を統合し、当センターは、県北部地域に密着した農業技術の実証を行うとともに、但馬牛改良の拠点とする。 現行業務については、研究業務では、11件中1件が評価基準2に、5件が評価基準4に該当し、普及指導業務では、10件中2件が評価基準4に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 2, 4, 6	(124) 298	
県立淡路農業技術センター	淡路地域の特産である野菜、花卉、酪農を振興するため、農業及び乳用牛の改良増殖に関する試験研究を実施し、その成果の普及を図る。	(34) 62	9 県立淡路農業技術センターの見直し 業務の重点を、淡路地域に適応した園芸作物の栽培を中心とした農業技術開発・実証試験、乳用牛の飼養管理技術の開発に置く。 農林水産系6機関を統合し、当センターは、淡路地域に密着した農業技術の実証を行うとともに、乳用牛改良の拠点とする。 現行業務については、研究業務では、12件中2件が評価基準2に、2件が評価基準3に、5件が評価基準4に該当し、普及指導業務では、6件中2件が評価基準4に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 2 ~ 4, 6	(78) 220	

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立森林・林業技術センター	森林育成、特用林産物の栽培、森林の公益的機能の維持増進及び木材利用加工に関する技術開発のための試験研究を実施し、その成果の普及を図る。	(58) 62	10 県立森林・林業技術センターの見直し 業務の重点を、里山域ビオトープ、森のゼロエミッション等森林が有する公益的機能の維持・高度化のための技術開発・調査、県産木材消費拡大と産業活性化のための利用技術実証・技術指導・情報提供等に置く。 農林水産系6機関を統合し、当センターは、地域に密着した林業・木材加工技術の実証を行う。 現行業務については、研究業務では、19件中10件が評価基準2に、9件が評価基準4に該当し、普及指導業務では、5件中1件が評価基準2に、2件が評価基準4に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 2 , 4 , 6	(159) 173	

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立水産試験場	栽培漁業及び資源管理型漁業に関する技術開発のための試験研究を行うとともに、漁業生産に必要な情報提供や魚病対策、公害対策に向けた普及指導を実施する。	(98) 107	11 県立水産試験場の見直し 業務の重点を、資源管理型漁業推進のための環境・資源の把握及び漁業者等への技術指導・情報提供、地域漁業に密着した魚種の増殖技術開発及び魚病の防除技術指導等に置き、栽培漁業は、栽培漁業センターに一元化する。 養殖魚に関するバイオ技術の先端的な開発研究は、大学、民間研究機関等に委ね、当センターでは共同研究に参画して行い、その研究成果の技術普及を行う。 農林水産系 6 機関を統合し、当試験場は、資源管理等水産関係技術開発の拠点とするとともに、内海・内水面漁業の技術実証の場とする。 現行業務については、研究業務では、23件中8件が評価基準2に、6件が評価基準4に該当し、普及指導業務では、25件中2件が評価基準2に、1件が評価基準3に、6件が評価基準4に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 2 ~ 4 , 6	(163) 186	

(単位：百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
但馬水産事務所 試験研究室	栽培漁業及び資源管理型漁業に関する技術開発のための試験研究を行うとともに、水産加工技術や魚病対策に向けた普及指導を実施する。	(41) 58	12 但馬水産事務所試験研究室の見直し 業務の重点を、日本海海域の漁場・環境・資源の把握、漁場整備技術の開発、県下全域に共通した水産加工利用技術の開発など水産加工業支援のための技術指導、情報提供に置く。 農林水産系 6 機関を統合し、当試験研究室は、現水産試験場のランチとして、日本海漁業の技術実証の場として位置づける。 現行業務については、研究業務では、13件中2件が評価基準2に、1件が評価基準4に該当することを踏まえて、業務量の見直しを行う。 評価基準：試験研究機関 - 2 , 4 , 6	(33) 57	

(注) 平成12年度に各機関毎の業務及び組織の見直し計画を策定する。
平成13年度から平成17年度に実施する。

(4) 自主財源の確保

(単位 : 百万円)

項 目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等																																							
県税収入	平成10年度の決算状況 1 県税収入 (単位 : 百万円、 %) <table border="1" data-bbox="349 363 786 858"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収入額</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人関係税</td> <td>174,609</td> <td>83.7</td> </tr> <tr> <td>個人県民税</td> <td>120,248</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>地方消費税</td> <td>110,481</td> <td>274.5</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>29,558</td> <td>97.3</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>19,909</td> <td>88.4</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td>49,569</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>県 税 合 計</td> <td>619,787</td> <td>102.8</td> </tr> <tr> <td>地方消費税除く計</td> <td>509,306</td> <td>90.5</td> </tr> </tbody> </table> 2 徴収率 (単位 : %) <table border="1" data-bbox="349 938 786 1129"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年度</th> <th>9年度</th> <th>・</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 税 合 計</td> <td>95.7</td> <td>94.3</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>個人県民税、地方消費税除く計</td> <td>95.3</td> <td>95.6</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> (注) 県税合計の上昇は、個人県民税の出納閉鎖日の変更に伴う上昇である。	区 分	収入額	対前年度比	法人関係税	174,609	83.7	個人県民税	120,248	93.9	地方消費税	110,481	274.5	不動産取得税	29,558	97.3	自動車取得税	19,909	88.4	軽油引取税	49,569	93.5	県 税 合 計	619,787	102.8	地方消費税除く計	509,306	90.5	区 分	10年度	9年度	・	県 税 合 計	95.7	94.3	1.4	個人県民税、地方消費税除く計	95.3	95.6	0.3	599,800	1 県税収入の確保 県税収入の最大限の確保を図るため、従来から取り組んでいる税収確保の取り組みに加え、税収確保特別対策本部を設置し、徴収率アップ、課税調査の充実・強化等の取り組みを進める。 個人事業税における認定対象業種及び認定基準の見直し、自動車税における一部特殊用途車の税率の見直し等により、税収の確保を図る。 新たな税源確保の観点から、法定外普通税・法定外目的税の導入の検討を進める。 評価基準：自主財源 - 1	27,900	1 県税収入の確保 個人県民税の徴収率向上に向け、引き続き市町との連携強化を図る。 地方公共団体の入札における消費税納税証明書添付の義務づけについて、具体化を図る。 個人事業税における認定対象業種等の見直しや、法定外普通税等の検討にあたっては、県民にわかりやすく、適正かつ公平な観点からの検討を行う。 国と地方との税源配分の見直しや地方への税源移譲、外形標準課税の導入等について、全国知事会等と緊密な連携を図りながら、引き続き国に働きかけを行う。
区 分	収入額	対前年度比																																										
法人関係税	174,609	83.7																																										
個人県民税	120,248	93.9																																										
地方消費税	110,481	274.5																																										
不動産取得税	29,558	97.3																																										
自動車取得税	19,909	88.4																																										
軽油引取税	49,569	93.5																																										
県 税 合 計	619,787	102.8																																										
地方消費税除く計	509,306	90.5																																										
区 分	10年度	9年度	・																																									
県 税 合 計	95.7	94.3	1.4																																									
個人県民税、地方消費税除く計	95.3	95.6	0.3																																									

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
法人事業税 超過課税	<p>現在の法人事業税超過課税の内容 (第4次延長分)</p> <p>1 税 率 標準税率の1.05倍</p> <p>2 不均一課税 資本金額が1億円以下で、かつ年所得4,000万円以下(収入金額課税法人については、資本金額が1億円以下でかつ収入金額が年3億2,000万円以下)の法人に対しては、負担の軽減を図るため、超過課税の対象としない。</p> <p>3 期 間 平成8年3月12日から平成13年3月11日までの間に終了する事業年度分までとする。</p>	5,724	<p>2 法人事業税超過課税の延長</p> <p>本県のポテンシャルを活かした戦略的な産業構造改革を加速するとともに既存産業の経営・技術の革新を通じ、将来に持続する力強い兵庫産業を構築していくため、これらに資する事業の財政需要に充当するため、引き続き法人事業税超過課税を実施する。</p> <p>評価基準：自主財源 - 1</p>	[66,300]	<p>2 法人事業税超過課税の延長</p> <p>超過課税の充当事業については、納税者の理解と協力が得られるよう、広範な意見を踏まえながら検討を進める。</p>

(注) 効果額は現行制度に基づき、平成20年度まで延長した場合の試算額で、既に収支見通しに算入済

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
使用料・手数料	<p>使用料・手数料の改定等の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none">1 物価上昇、類似施設との均衡を図るもの及び所要経費を基礎とするものについては、前回改定時からの物価上昇率を勘案して改定する。2 国・地方財政計画等に準拠するものについては、国等の改定に合わせて改定する。3 新設の使用料等については、類似施設、他府県等の状況を考慮して設定する。	19,222	<p>3 使用料・手数料の見直し</p> <p>国や他の地方公共団体の類似施設との比較均衡に加え、類似の民間施設等との比較を行うことにより、料金の適正化を図る。</p> <p>利用者の便宜と利用の促進を図るため、料金体系を県民の利用ニーズや利用実態に即したものと見直す。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 料金設定における時間区分の見直し・ 細分化されている施設、設備使用料の統合化・ 平日と土日祝日との料金格差の設定 等 <p>評価基準：自主財源 - 2</p>	600	<p>3 使用料・手数料の見直し</p> <p>使用料の見直しにあたっては、提供するサービスの質に見合う適切な料金設定を行い、結果的に利用の減少を招くことのないよう配慮するとともに、社会情勢の変化や県民ニーズを的確に把握し、適時適切な対応に努める。</p>

(注) 予算額は、使用料・手数料のうち、使用料に係る金額である。

(単位：百万円)

項目	現状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
財産収入等	<p>未利用地処分の基本的な考え方</p> <p>1 未利用地については、県又は地元市町等公共部門での活用を最優先としている。</p> <p>2 小規模な未利用地については、今後公用・公共用としての活用が極めて困難であることから、公共事業用地の代替地として提供する外、住宅用地として公募売却による処分を平成8年度から実施している。</p> <p>3 小規模なものを除く他の未利用地については、将来の事業用地としての利活用等を想定し、原則として保有を継続することとしている。</p>	321	<p>4 財産収入等の確保</p> <p>小規模な未利用地については、引き続き売却処分(公募売却、代替地、随意契約等)を推進する。</p> <p>その他の保有している未利用地については、今後公用・公共用としての活用の可能性が低いものは、地元市町への売却を進めるとともに、一般競争入札の実施も含め、民間への売却を積極的に推進する。</p> <p>今後施設の統廃合により生じた跡地についても、利活用の可能性を検討のうえ、地元市町・民間等への売却を推進する。</p> <p>評価基準：自主財源 - 3</p>	4,700	<p>4 財産収入等の確保</p> <p>未利用地の公募売却等にあたっては、周辺の地域の状況に配慮する。</p>

(注) 予算額は、財産売払収入のうち、土地売払収入予定額の金額である。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
地方税財源			<p>5 地方税財源の充実</p> <p>実施段階を迎えた地方分権をより実効あるものとするため、全国知事会等との緊密な連携のもとに、地方税財源の充実に向け、国への働きかけを一層強化する。</p> <p>地方税源について、歳出規模と地方税収の乖離を縮小する方向で、国と地方との役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲等により、その充実強化を図る。</p> <p>法人事業税について、税収の安定的確保を図るため、中小法人の負担等に配慮しつつ、外形標準課税の早期導入を図る。</p> <p>地方交付税について、総額を安定的に確保するとともに、地方公共団体の固有財源であることを明確にするため、直接交付税特別会計に繰り入れる制度の導入を図る。</p> <p>国庫補助負担金について、地方分権推進計画の基本的な考え方に沿って整理合理化等を進めるとともに、引き続き当該事務事業が必要な場合には、必要な地方一般財源の確保を図る。</p> <p>直轄事業負担金の廃止、特に本来管理主体が負担すべき維持管理費について、直ちに廃止することを求める。</p>		<p>5 地方税財源の充実</p> <p>法人事業税への外形標準課税導入に向け、全国知事会が行う検討に主体的に参画し、早期導入をめざす。</p>

(5) 公社等

公 社 等	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
(財)夢の架け橋記念事業協会	<p>コミュニケーション文明の先導的拠点施設整備促進とコミュニケーションの理念と技術を高める調査、研究及び実践を行い、明石海峡大橋関連地域の新しい発展に寄与する。</p> <p>基本財産・・・100百万円 常勤役職員数・・・96名</p>	<p>1 (財)夢の架け橋記念事業協会の廃止</p> <p>淡路花博終了後、清算事務が終了した時点で廃止を指導する。</p> <p>残存する日仏友好のモニュメント建設事業及びコミュニケーションに関するソフト事業については、関連団体への移管を検討する。</p> <p>評価基準：公社等－6</p>	<p>1 (財)夢の架け橋記念事業協会の廃止</p> <p>団体の廃止と業務の移管に当たって、淡路花博の理念や成果の継承、発展及び職員の受け皿確保等の円滑な対応に留意する必要がある。</p>
(財)兵庫県水産公害対策基金	<p>水産公害の被害漁業者等への救済金の支給、助成金の交付及び漁業の安全操業等に関する事業を行い、漁業者等の円滑な救済と漁業経営の安定に資する。</p> <p>基本財産・2,493百万円 常勤役職員数・・・3名</p>	<p>2 (財)兵庫県水産公害対策基金と(財)兵庫県栽培漁業協会の統合</p> <p>「兵庫県水産公害対策基金」と「兵庫県栽培漁業協会」の平成13年度の統合に向けた指導を行う。</p> <p>評価基準：公社等－7</p>	
(財)兵庫県栽培漁業協会	<p>漁業者の生産活動の促進を図るため、栽培漁業の推進に関する事業(栽培漁業センター管理運営、放流用種苗の生産・育成等)を行い、本県水産業の発展に寄与する。</p> <p>基本財産・・・300百万円 常勤役職員数・・・21名</p>		
(社福)兵庫県社会福祉事業団	<p>県立社会福祉施設の受託等県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。</p> <p>基本財産・・・11百万円 常勤役職員数・・・1,047名</p>	<p>3 (社福)兵庫県社会福祉事業団の経営改善</p> <p>事業の見直し、民間施設の効率的な運営を踏まえ、経営環境の変化に対応した下記の内容を含む経営改善計画の策定、推進を指導する。</p> <p>ア 職員配置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門の集約 ・ 非常勤職員等の活用 ・ 業務の民間委託の推進 </p> <p>イ 給与の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正化 </p> <p>評価基準：公社等－5</p>	<p>2 (社福)兵庫県社会福祉事業団の経営改善</p> <p>県立施設として先導性を維持すべきものと、一般的なものを的確に整理し、事業団が果たすべき役割を明らかにしつつ経営改善に取り組む必要がある。</p> <p>職員配置、給与の見直しに当たっては、職員の志気の低下を招かないよう留意する必要がある。</p>

公 社 等	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
(社)兵庫県森と緑の公社	<p>森林整備事業の推進による資源の活用、公益的機能の維持・増進、農山村経済の振興と、緑化事業及び人と森林とのふれあい事業の推進による生活環境の改善及び県民の福祉の向上に寄与する。</p> <p>基本財産・・・9.6百万円 常勤役職員数・・・154名</p>	<p>4 (社)兵庫県森と緑の公社の経営改善</p> <p>長期収支計画の見直しを踏まえ、下記の内容を含む経営改善計画の策定、推進を指導する。</p> <p>ア 分収造林事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長伐期施業の拡充 伐期の長期化により、木材資源の高付加価値化 ・ 施業体系の見直し 生産林と非生産林を区分し、非生産林の間伐、枝打等の廃止 <p>イ 執行体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員削減 ・ 一般管理費の削減 <p style="text-align: right;">評価基準：公社等－5</p>	<p>3 (社)兵庫県森と緑の公社の経営改善</p> <p>コスト削減、木材需要等を踏まえた事業展開方針や分収造林契約の見直しを含む経営改善に努めるとともに、森林の持つ公益的機能にも留意した対応を検討する必要がある。</p>
兵庫県住宅供給公社	<p>住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>基本財産・・・15百万円 常勤役職員数・・・210名</p>	<p>5 兵庫県住宅供給公社の経営改善等</p> <p>経営環境の変化を踏まえ、下記の内容を含む経営改善計画の策定、推進を指導する。</p> <p>ア 分譲住宅事業の見直し</p> <p>新規分譲事業に着手しないことを原則としつつ、税制の優遇措置、公庫の低金利等の好条件を生かして、地価の状況や民間との競合関係等を踏まえながら、分譲住宅の積極的な販売活動を展開し、完成在庫の早期解消に努める。</p> <p>イ 賃貸住宅の入居率向上</p> <p>計画的なりフォーム・建替えや賃貸住宅の集約化を進めながら、入居促進を図る。</p> <p>ウ 職員配置の見直し</p> <p>事務量に見合った職員の配置、組織体制の見直しを行い、公社運営体制のスリム化を目指し、プロパー職員の定年退職、希望退職者等の不補充等により職員の削減を図る。</p> <p>県営住宅関連業務については、県と公社との役割分担を見直し、可能な限り委託業務を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">評価基準：公社等－5，9</p>	<p>4 兵庫県住宅供給公社の経営改善</p> <p>県の住宅施策と連携し、また、公社のノウハウを活かした新たな事業展開や、今後の公社事業のあり方も踏まえた、経営改善計画を策定する必要がある。</p> <p>介護保険制度の導入に対応した高齢者住宅の適切な運営に留意する必要がある。</p>

公 社 等	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
兵庫県土地開発公社	<p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。</p> <p>基本財産・・・105百万円 常勤役職員数・・・138名</p>	<p>6 兵庫県土地開発公社への用地取得業務の委託拡大</p> <p>土木事務所の用地取得業務を、小規模事業等を除き、基本的に土地開発公社に委託する。</p> <p>評価基準：公社等－9</p>	<p>5 兵庫県土地開発公社への用地取得業務の委託拡大</p> <p>業務の委託に当たっては、土木事務所による直接執行の方が効率的な事業との整理や県域における公社体制の整備状況に留意しつつ検討する。</p> <p>公社保有土地の適正な管理、処分に留意するとともに、経営環境の変化を踏まえた公社の役割と事業のあり方について検討する必要がある。</p> <p>道路公社、住宅供給公社を含め、用地取得業務の一元的取扱方策の導入可能性を検討する必要がある。</p>
(財)兵庫県建設技術センター	<p>県及び県内市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るため、建設技術に関する調査研究及び研修、建設事業に関する設計、積算、工事監理等の受託等を行い、良質な社会資本の整備に寄与する。</p> <p>基本財産・・・300百万円 常勤役職員数・・・62名</p>	<p>7 (財)兵庫県建設技術センターへの工事設計業務等の委託拡大</p> <p>土木事務所の大規模・特殊工事の設計・積算・工事監理の一連業務を、基本的に、建設技術センターに委託する。</p> <p>積算業務は、可能な限り建設技術センターに委託し、集中処理する。</p> <p>評価基準：公社等－9</p>	<p>6 (財)兵庫県建設技術センターへの工事設計業務等の委託拡大</p> <p>委託事業の拡大をはじめ、センターの活用にあたっては、その特性を十分活かすとともに、委託コストやセンターの体制整備等を含め、全体として効率的な手法を検討する。</p>

(注) 公社等の統廃合や経営改善について、平成12年度末までに、方針、計画を策定し、順次、自主的、計画的な推進を図るよう指導する。
公社等の活用について、平成12年度末までに、委託事業の拡大等の方針を策定し、順次、計画的な推進を図る。

評価基準

項 目		評 価 基 準
1 組 織	本 庁	1 縦割り組織の弊害を是正し、総合的な政策運営を図るため、組織の統合を行う。 2 業務執行上の権限と責任の明確化を図るため、職制の見直しを行う。 3 意思決定の迅速化等、機動力の強化を図るため、中間職制の見直し、業務執行方法の簡素、効率化を行う。 4 本庁における政策企画立案機能の重点化を図るため、地方機関への権限委譲や業務の民間委託等を進める。
	地方機関	5 地域課題の現地解決能力の向上、市町との協働の推進のため、政策企画立案機能及び総合調整機能を充実強化する。 6 県民に身近なところで行政サービスを提供するため、事業の執行方法を見直し、地方機関への権限委譲を進める。 7 総合的な行政サービスの提供を行うため、地方機関の統合を図る。 8 社会経済情勢の変化・地域課題に対応するため、所管区域を見直し、事務所の配置の適正化を図る。 9 内部組織や業務執行方法の簡素、効率化を図る。
2 定員・給与	定 員	1 事務事業、組織、公社等の見直し、事務執行体制の効率化に伴い、業務量の減少等に応じた見直しを行う。 2 法令により配置の基準が示されている定員は、当該基準に基づき、配置を行う。 3 現下の厳しい経済・雇用環境に配慮しつつ、ワークシェアリングの観点も踏まえ、検討を進める。
	給 与	1 国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、一般職及び特別職に属する職員の給与について見直しを行う。

項	目	評 価 基 準
3 行政施策	投資事業 公共事業・投資 単独事業 (1) 新規事業	<p>(必要性)</p> <p>1 平成20年度までの10年間に実施しなければならないことを客観的な理由・指標等を用いて明確に示せないものは、着手しない。</p> <p>2 県民の要望の程度の低いものは、着手しない。</p> <p>3 事業の性質上、地元市町等関係者の合意が必要なもので、その見通しの立っていないものは、着手しない。</p> <p>(有効性・効率性)</p> <p>4 事業目的に照らして投資効果の低いもの、後年度負担が過大なものなど、費用に比べて効果が低いものは、着手しない。</p> <p>5 採算性が求められる事業で、事業採算の見通しを明確に示せないものは、着手しない。</p> <p>6 施設整備において、類似の既存施設を活用の方が効果的・効率的なものは、着手しない。</p> <p>7 投資単独事業として新たな施設整備（既存施設の再整備を含む）を行う場合には、PFI方式の導入等民間活力の活用を検討する。</p> <p>(環境適合性)</p> <p>8 環境に影響を及ぼすような事業について、環境対策を適切に講じた上でなければ、計画を進めない。</p> <p>(優先性)</p> <p>9 上記の基準にかかわらず、県民の生命・身体・財産の安全を守るために必要なもの、既存又は進行中の事業との関連で相乗効果が期待できるものについては、その緊急度に応じて優先的に着手する。</p>
	(2) 継続事業	<p>(必要性)</p> <p>1 現行計画を継続しなければならないことを客観的な理由・指標等を用いて明確に示せないものは、事業の凍結、延期、計画変更等事業の見直し（以下「見直し」という。）を行う。</p> <p>2 事業が停滞し、今後の見通しの立たないものは、見直しを行う。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>3 社会経済情勢等の変化に伴い、事業目的に照らして投資効果が低くなったもの、後年度負担が過大になったものなど費用に対する効果が当初の見込みに比べ大幅に低下したものは、見直しを行う。</p> <p>4 採算性が求められる事業で、社会経済情勢等の変化に伴い需要が減少するなど、事業採算の見通しを明確に示せなくなったものは、見直しを行う。</p> <p>(環境適合性)</p> <p>5 社会経済情勢等の変化に伴い、環境に対する影響に大きな変化の生じた事業については、環境対策を適切に講じた上でなければ、事業を進めない。</p> <p>(優先性)</p> <p>6 上記の基準にかかわらず、事業継続による効果と事業中止による損失とを総合的に比較考量して、経済性に優るものは継続する。</p>

項 目		評 価 基 準
3 行政施策	事務事業	<p>(必要性)</p> <p>1 高齢化・少子化・産業構造の変化等に伴い、事業の対象者・利用者数が減少、又は対象者の状況が変化して、事業の効果、効率性が低下したものは廃止、縮小する。</p> <p>2 事業の対象者・利用者数の急増・急減、その他緊急の行政需要に対応するため実施した事業で、その緊急性が低下したものは廃止、縮小する。</p> <p>3 国又は県の他制度の改正に伴い、類似の効果を持つ代替的措置が講じられることになった事業は廃止、縮小する。</p>
		<p>(民間・市町との役割分担)</p> <p>4 県が先導的・補完的機能を果たすため設置した施設で、民間における同種の施設の増加により、その先導性・補完性が低下しているものは、民間移譲又は廃止する。</p> <p>5 県が先導的に実施してきた事業で、民間における類似事業の増加により、その先導性が低下しているものは、原則として廃止、縮小する。</p> <p>6 県が民間又は市町に対して先導・奨励する趣旨で実施してきた事業で、全県的に一般施策として実施するものについては、創設後10年 モデル事業については、創設後5年 が経過して、その意義が普及し、NPO等民間セクターにおける自主的活動に委ねることが適当となったものや、市町事業として同化定着したものについては、県の財政支援を廃止、縮小する。</p> <p>7 県と市町との経費負担区分を明確にし、市町が経費負担すべきものについては、県の財政支援を廃止、縮小する。</p>
		<p>(有効性・効率性)</p> <p>8 事業効果を政策目標の達成度を示す指標で明らかにし、その指標が3年以上著しく低い水準に止まっているもので、事業の廃止による重大で明確な支障がないものは、原則として廃止する。</p> <p>9 収支バランスを基本とする経営的事业は、同種の民間事業の効率的な経営内容を勘案し、国基準等を上回る運営費の県単独分は、原則として段階的に縮小する。</p> <p>10 県民に行政サービスを提供する事業で、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して、効果的・効率的に提供ができるものは、民間委託を進める。</p> <p>11 事務事業の執行について、民間等の手法とコスト比較を行い、経費の抑制を図る。</p>
		<p>(公平性)</p> <p>12 特定の個人に対する給付については、関連制度等との均衡を考慮しつつ、受益と負担の適正化を図る。</p> <p>13 県民個人の資質向上を図ることを主たる目的とする講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となるものについては、受益者負担を適正化する。</p>

項	目	評 価 基 準
3 行政施策	公的施設 宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、貸館	<p>(必要性)</p> <p>1 築後20年又は大規模改修後10年が経過し、利用状況が悪く、回復の見込みのない施設は、廃止する。</p> <p>(民間・市町との役割分担)</p> <p>2 広く県民一般の利用を目的とする宿泊施設については、民間における同種の施設の充実を踏まえ、民間施設との競合が見られるなど、県として設置する必要性が低下している場合は、民間移譲又は公社等の自主的運営に委ねる。</p> <p>3 施設利用者の大半が所在市町の住民であるなど、県として設置すべき広域性が低下している施設は、市町の意向を踏まえ、市町移譲を進める。</p> <p>4 市町による同水準の施設整備が進んでいる施設については、市町の主体的な運営に委ねることにより、利用の促進、経営の効率化が見込まれる場合は、市町の意向を踏まえ、市町移譲を進める。</p> <p>(有効性・効率性)</p> <p>5 経営の効率性が低い施設については、利用料金制の導入や、PFI等民間活力の活用を検討する。</p>
	試験研究機関	<p>1 基礎研究は、原則として廃止する。</p> <p>2 具体的な成果をあげることが困難で、県施策への反映が見込めない業務は廃止する。</p> <p>3 対象者が減少していたり、県民等からのニーズが少ない業務、県民ニーズから乖離している業務は廃止、縮小する。</p> <p>4 民間試験研究機関等で実施可能な業務は廃止する。</p> <p>5 試験分析業務は、法定検査、プライバシーに関わる検査、権力性を伴う検査等を除き、廃止または民間委託を行う。</p> <p>6 事業の見直し等により業務が縮小したり、機関や業務が類似している試験研究機関は統廃合する。</p>

項 目		評 価 基 準
4 自主財源の確保	県 税	1 課税客体の適正・的確な把握、徴収率の低い税目についての納期内納付の推進、計画的・効率的な滞納整理の促進等により、県税収入の最大限の確保を図る。
	使用料・手数料	2 事業・施設運営経費等の節減を図りつつ、国及び他の地方公共団体並びに民間の類似事業・施設等との均衡を考慮し、受益と負担の適正化を図る。
	財産収入等	3 保有している低・未利用の財産及び施設の統廃合による施設跡地で、今後県の公用・公共用としての利用の可能性が低い用地等については、民間等への売却を推進する。 4 競馬収益金、宝くじ収益金等の収益事業収入については、民間及び市町の施設整備水準や県と市町との経費負担区分、事務事業の見直し等を踏まえ、成熟社会にふさわしい行政分野への重点投入を図る。
5 公 社 等	1 目的を達成した事業、需要が減少し、又は採算性が低く、今後回復を見込むことが困難な事業で公共的必要性が乏しいものは廃止、縮小する。 2 民間企業で類似の事業が実施され、公社等と同等又はそれ以上のサービスが提供されている場合は、廃止、民間移譲等を行う。 3 公的施設は、見直し基準に基づき、民間移譲、市町移譲又は公社等による自主的運営等の見直しを行う。 4 公社等の事業として継続する必要がある場合にも、可能な限り民間委託の徹底、委託先の集中化等による効率化を進める。 5 経営状況に対応した職員配置への見直し、給与制度の適正化等、経営管理の合理化・効率化を図る。 6 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事務事業の見直し等により、存在意義が乏しくなった公社等は廃止する。 7 設置の目的が類似、又は関連しており、統合により効率的、効果的な運営が期待できる公社等は統合する。 8 公社等の経営改善への自助努力を踏まえ、支援の公益性の観点から、県の財政的・人的支援の適正化を図る。 9 県が直接実施している事業について、公社等により機動的・弾力的な事業実施が可能な場合は、公社等を積極的に活用する。	

組織再編案（本 庁）

現 行	再 編 案	備 考
<p>部（9部）</p> <p>知事公室 総務部</p> <p>生活文化部 健康福祉部</p> <p>商工部 労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>土木部 まちづくり部</p>	<p>部（5部）</p> <p>企画管理部</p> <p>県民生活部</p> <p>産業労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p>	
<p>主要職制</p> <p>知事 副知事 防災監 理事</p> <p>知事公室長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>部長（担当） — 課長</p> <p>首席審議員 — 次席審議員（担当） — 審議員（担当）</p> <p>総務部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>職員長 — 課長</p> <p>生活文化部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>環境局長 — 課長</p> <p>健康福祉部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>県立病院局長 — 課長</p> <p>商工部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>労働部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>農林水産部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>土木部長 — 次長（担当） — 課長</p> <p>まちづくり部長 — 次長（担当） — 課長</p>	<p>主要職制</p> <p>知事 副知事 防災監 理事</p> <p>企画管理部長 — 企画調整局長 — 課長（担当）</p> <p>局長 — 課長</p> <p>県民生活部長 — 企画調整局長 — 課長（担当）</p> <p>局長 — 課長</p> <p>産業労働部長 — 企画調整局長 — 課長（担当）</p> <p>局長 — 課長</p> <p>農林水産部長 — 企画調整局長 — 課長（担当）</p> <p>局長 — 課長</p> <p>県土整備部長 — 企画調整局長 — 課長（担当）</p> <p>局長 — 課長</p>	

組織再編案（県民局）

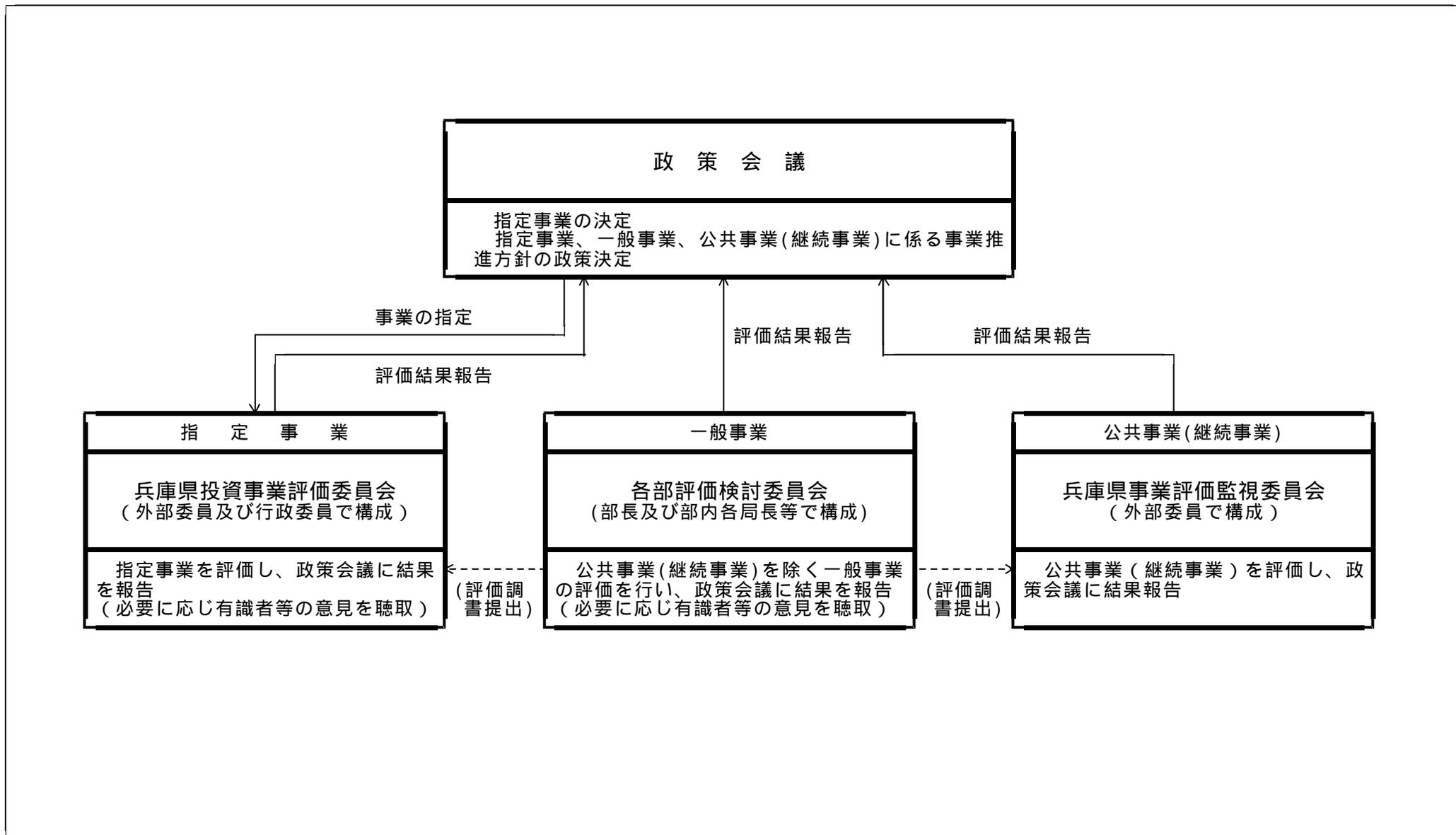
現 行	再 編 案	備 考
<p>県民局等の名称、位置、所管区域</p> <p>阪神県民局 《尼崎市》 (尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡)</p> <p>北摂整備局 《三田市》 (三田市)</p> <p>東播磨県民局 《加古川市》 (明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、美嚢郡、加東郡、多可郡、加古郡)</p> <p>西播磨県民局 《姫路市》 (姫路市、相生市、龍野市、赤穂市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡)</p> <p>但馬県民局 《豊岡市》 (豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡)</p> <p>丹波県民局 《柏原町》 (篠山市、氷上郡)</p> <p>淡路県民局 《洲本市》 (洲本市、津名郡、三原郡)</p>	<p>県民局の名称、位置、所管区域</p> <p>神戸県民局 《神戸市》 (神戸市)</p> <p>阪神南県民局 《尼崎市》 (尼崎市、西宮市、芦屋市)</p> <p>阪神北県民局 《宝塚市》 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡)</p> <p>東播磨県民局 《加古川市》 (明石市、加古川市、高砂市、加古郡)</p> <p>北播磨県民局 《社町》 (西脇市、三木市、小野市、加西市、美嚢郡、加東郡、多可郡)</p> <p>中播磨県民局 《姫路市》 (姫路市、飾磨郡、神崎郡)</p> <p>西播磨県民局 《播磨科学公園都市》 (相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡)</p> <p>但馬県民局 《豊岡市》 (豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡)</p> <p>丹波県民局 《柏原町》 (篠山市、氷上郡)</p> <p>淡路県民局 《洲本市》 (洲本市、津名郡、三原郡)</p> <p>《 》内は所在地 ()内は所管区域</p>	
<p>県民局の組織（基本形）</p> <p>県民局長 一次長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 参事（企画調整・防災・夢会議担当） — 参事（県民担当） — 参事（市町振興担当） — 参事（商工労政担当） --- 財務事務所長（県民局参事兼務） --- 保健所長（県民局参事兼務） --- 福祉事務所長（県民局参事兼務） --- 農林事務所長（県民局参事兼務） --- 農業改良普及センター所長（県民局参事兼務） --- 土地改良事務所長（県民局参事兼務） --- 土木事務所長（県民局参事兼務） 	<p>県民局の組織（基本形）</p> <p>県民局長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画管理部長 <ul style="list-style-type: none"> — 参事（総務担当） — 参事（企画防災・地域ビジョン担当） — 参事（市町担当） — 参事（県税担当） <ul style="list-style-type: none"> ↳ 県税事務所長 — 県民生活部長 <ul style="list-style-type: none"> — 参事（県民担当） — 参事（健康福祉担当） <ul style="list-style-type: none"> ↳ 健康福祉事務所長 — 地域振興部長 <ul style="list-style-type: none"> — 参事（産業労働担当） — 参事（農林振興担当） <ul style="list-style-type: none"> ↳ 農林振興事務所長 ↳ 農業改良普及センター所長 — 参事（農地整備担当） <ul style="list-style-type: none"> ↳ 土地改良事務所長 — 県土整備部長 <ul style="list-style-type: none"> — 参事（土木担当） <ul style="list-style-type: none"> ↳ 土木事務所長 — 参事（まちづくり担当） <p>名称は仮称</p>	<p>企画管理部、県民生活部、地域振興部、県土整備部の4部を設置することを基本とするが、地域行政の特性を勘案し、県税事務を所掌する県税部、企画管理及び県民生活の関係事務を所掌する企画県民部を設置する。</p> <p>県民局長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画県民部長 — 県税部長 — 地域振興部長 — 県土整備部長

社会資本（基盤整備）の施策体系及び主な整備内容

施策体系	主な整備内容	事業費ウエイト	
		H10	H12～20
1 安心して暮らせる「県土・まち・むらを守る」		37%	38%
災害に強い安全な県土の保全	治山・ため池改修 河川・ダム・砂防・海岸整備 道路災害防除 等		
安全・安心な地域づくりの推進	都市防災に資する街路整備 防災機能の向上に資する緊急輸送道路・耐震岸壁の整備 震災復興計画に基づく下水道ネットワーク整備 都市防災に資する再開発・区画整理事業 防災機能を持つ公園整備 等		
公共施設の管理	公共施設（道路、河川等）の適切な維持管理 等		
2 兵庫の魅力を高める「県土・まち・むらを創る」		41%	37%
(1) 重点的に整備を進める事業		26%	27%
連携・交流の推進	広域的連携交流を支援する地域高規格道路の整備 高規格幹線道路等のインターへのアクセス道路の整備 国道等の幹線道路の整備 広域農道の整備 交流拠点の整備 等		
持続的発展に向けた基盤整備	農林水産物の付加価値を高める施設等の整備 農地・農業施設の維持向上のための施設等の整備 地域産業プロジェクトや生活の基盤となる道路の整備 港湾機能の高度化 等		
活力ある都市づくり	都市の骨格となる街路整備 連続立体交差事業 中心市街地の活性化を図る再開発・区画整理事業 都市と農村の交流・広域レクリエーション機能を持つ公園整備 等		
(2) 事業量の減少を見込む事業	小型船を対象とした係留施設の充足率を向上させる事業 ほ場整備の整備率を向上させる事業 生活排水処理率を向上させる事業	15%	10%

施策体系	主な整備内容	事業費ウエイト	
		H10	H12～20
3 豊かさを実感できる「県土・まち・むらを育てる」		22%	25%
全てのの人にやさしい生活空間づくり(ユニバーサルデザイン)	農業高齢者を対象としたデイケアサービス施設の整備 福祉のまちづくり重点整備地区のバリアフリー化の整備 人にやさしい歩道整備(幅広歩道、フラット化等) 等		
快適な生活環境の創出	良好な住環境の確保(良好な市街地形成を図る街路整備、低騒音舗装等) 良好な住宅・宅地の供給促進(再開発・区画整理事業等) 美しい景観の保全と創造(電線類地中化、緑化、親水性の水辺空間の整備等) 住みよい農山漁村づくり(集落道路、コミュニティセンター、公園等) 等		
生活利便性の向上	交通ボトルネック箇所の対策及び渋滞交差点の改良等の円滑な交通を確保するための道路整備 公共交通の利便性向上のための街路整備 ポートパークの整備 道路情報システム・地域情報システムの整備 等		
環境の保全と創造	自然環境の保全・創造(緑地保全、水産資源の保護・育成、多自然型護岸等) 森林の保全、再生(造林・森林整備等) 水質の保全、再生(下水の高度処理化等) 環境学習機能をもつ公園・緑地整備 等		

投資事業評価の実施体制



資料 5 - 1

行財政構造改革推進方策に基づく今後の財政見通し(試算)

見直しによる効果額試算

[効果額は事業費ベース、()は一般財源ベース]

(単位：億円)

区分	平成12～20年度効果額		構成比	説明
	合計	平均		
人件費	(2,100)	(233)		事務事業の見直し等に伴う定員削減(一般行政1,050人、教育3,360人、警察410人)
行政施策	2,800	311	27.0%	特別職・一般職の給与の減額等
	(2,823)	(314)		
	7,232	804	69.8%	
投資事業	(1,463)	(163)		
	4,781	531	46.1%	
補助事業	(119)	(13)		事業費2,100億円
	678	75	6.5%	
単独事業	(1,034)	(115)		事業費1,800億円
	3,793	421	36.6%	
公債費の縮減	(310)	(34)		投資事業の抑制による公債費の縮減
	310	34	3.0%	
事務事業	(1,288)	(143)		事務事業の見直し
	2,264	252	21.9%	
公的施設	(19)	(2)		宿泊施設、文化・スポーツクリエイション施設等の見直し
	122	14	1.2%	
試験研究機関	(53)	(6)		業務の再編と機関の統廃合
	65	7	0.6%	
自主財源の確保	(332)	(37)		
	332	37	3.2%	
県税収入	(279)	(31)		税収確保対策の推進
	279	31	2.7%	
使用料・手数料	(6)	(1)		民間との比較による料金の適正化、利用実態に合わせた使用料設定の見直し
	6	1	0.1%	
公有財産	(47)	(5)		普通財産等の売却等
	47	5	0.4%	
合計	(5,255)	(584)		
	10,364	1,152	100.0%	

(注)見直しを実施した場合には、一般財源ベースで5,255億円の効果額が生じるとともに、これに伴う資金手当債の縮減等により公債費が縮減される結果、平成12～20年度までの収支不足額10,600億円が解消される。

平成12～20年度までの合計で約1,000億円の新規施策等の財源を確保することが可能となる見込みである。

資料5 - 2

行財政構造改革推進方策に基づく今後の財政見通し(試算)

(単位:億円、%)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計(H11~20)	
歳入	税	7,050	7,000	7,150	7,300	7,450	7,600	7,700	7,900	8,050	8,200	75,400
	地方交付	3,800	4,150	4,250	4,350	4,450	4,550	4,650	4,700	4,750	4,850	44,500
	その他	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,500
歳入計	11,200	11,500	11,750	12,000	12,250	12,500	12,700	12,950	13,150	13,400	123,400	
歳出	人件費	5,050	5,050	5,100	5,100	5,100	5,100	5,000	5,150	5,250	5,200	51,100
	公債費	1,450	2,050	2,250	2,450	2,600	2,650	2,550	2,450	2,450	2,450	23,350
	県税交付	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	22,000
	行政経費	2,150	2,200	2,250	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,550	2,600	24,000
	投資的経費	550	850	850	850	850	850	850	850	850	850	8,200
	補助事業	300	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,450
	単独事業	250	500	500	500	500	500	500	500	500	500	4,750
歳出計	11,200	12,200	12,550	12,900	13,150	13,250	13,150	13,300	13,450	13,500	128,650	
収支不足額(A-B)	0	-700	-800	-900	-900	-750	-450	-350	-300	-100	-5,250	
財源対等策(D)	0	700	800	900	900	750	450	350	300	100	5,250	
対策後の収支不足額(C+D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
起債制限比	11.3	12.5	13.6	14.7	15.5	15.8	15.6	15.1	15.0	14.9		

*金額は、一般財源ベース。11、12年度は当初予算(11年度の財源対策は、歳入、歳出に計上済。)

(試算の前提)

(1)歳入

- 経済成長率 : 1.75%/年(国の中期財政試算を参考)
- 県税、その他収入 : H 当初予算×1.75%/年×1.1(弾性値)
- 交付税 : H 当初予算×1.75%/年×1.2(弾性値)

(2)歳出

- 人件費 : 退職手当を除く人件費(現員現給): 給与改定の伸びを0.5%/年とするともに、推進方策に基づく定員、給与の見直しを基礎に試算
: 退職手当: 現時点で見込まれる定年退職者等を勘案して試算
- 公債費 : 既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算
- 県税交付金 : 県税収入の推計値を基に試算
- 行政経費 : 措置費・医療費等の義務的経費(介護保険関係経費を含む)については所要額を見込み、その他の経費については、推進方策に基づく見直しを基礎に試算
- 投資的経費 : 推進方策に基づく今後の見込額
補助: 事業費2,100億円/年
単独: 事業費1,800億円/年

新規施策経費については、H12~20年度で合計約1,000億円を行政経費の中で整理している。